

## 令和7年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和7年3月10日第1回市議会定例会（第4日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1 伊藤 皇士郎  | 2 永井 孝典   |
| 3 猪飼 健治   | 4 黒木 明    |
| 5 大上 利幸   | 6 阿部 哲己   |
| 7 余語 智    | 8 佐藤 悟    |
| 9 佐藤 早苗   | 10 山田 美代子 |
| 11 安江 美代子 | 12 谷田貝 将典 |
| 13 諸岡 英実  | 14 河内 光   |
| 15 鈴木 裕士  | 16 石田 知早人 |
| 17 (欠員)   | 18 星熊 伸作  |
| 19 加藤 晶子  | 20 小川 真由美 |
| 21 小沢 国大  | 22 木村 哲也  |
| 23 河内 伸一  | 24 小島 倫明  |
| 25 舟橋 秀和  |           |

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 市長 山下 史守朗            | 副市長 伊木 利彦     |
| 副市長 平岡 健一            | 教育長 中川 宣芳     |
| 市長公室長 笹原 浩史          | 総務部長 長尾 正人    |
| 地域活性化営業部長 石川 徹       | 市民生活部長 入江 慎介  |
| 健康生きがい支え合い推進部長 江口 幸全 | 福祉部長 伊藤 俊幸    |
| こども未来部長 川尻 卓哉        | 建設部長 前田 多賀彦   |
| 都市政策部長 鶴飼 達市         | 上下水道部長 笹尾 拓也  |
| 市民病院事務局長 竹田 孝一       | 教育部長 伊藤 京子    |
| 監査委員事務局長 松浦 智明       | 消防長 高橋 博之     |
| 市長公室次長 駒瀬 勝利         | 総務部次長 小川 正夫   |
| 地域活性化営業部次長 伊藤 加代子    | 市民生活部次長 落合 健一 |

|                 |      |         |      |
|-----------------|------|---------|------|
| 健康生きがい支え合い推進部次長 | 小川真治 | 福祉部次長   | 山本格史 |
| こども未来部次長        | 野田弘  | 建設部次長   | 堀場武  |
| 都市政策部次長         | 舟橋朋昭 | 上下水道部次長 | 三品克二 |
| 市民病院事務局次長       | 堀田幸子 | 教育部次長   | 矢本博士 |
| 会計管理者           | 舟橋知生 | 副消防長    | 小口高広 |

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 事務局次長 | 高木大作 | 議事課長 | 松宮克哉 |
| 書記    | 舟橋紀浩 | 書記   | 尾崎拓実 |

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（高木大作）

ただいまの出席議員は24名であります。

○議長（小島倫明）

皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程に入る前に、3月6日に行われました日本共産党小牧市議団の代表質問における発言について、安江議員より、議長の下に発言の訂正について申出がありました。

訂正は1か所であり、質問項目2「国民健康保険について」の再質問において、「未満児の均等割を2分の1にしましたが、」との発言中、「未満児」を「未就学児」に訂正するものであります。

会議規則第64条の規定により、訂正することを議長において許可いたしましたので、御報告申し上げます。

それでは、日程第1、「一般質問」に入ります。

3月6日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

余語智議員。

○7番（余語 智）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしました

質問項目1点につきまして、質問をさせていただきます。

先週の金曜日、篠岡中学校の卒業式に来賓として参加させていただきました。卒業生51名が中学校生活の思い出と両親や先生方への感謝を胸に、学びやを巣立っていきました。女子生徒が、「3年間、部活動の御指導ありがとうございました。」と先生への感謝の言葉もありました。私は、この言葉がとても印象に残りました。

質問項目1、中学校の地域連携による拠点校部活動についてであります。

令和5年第4回定例会で、中学校部活動の地域移行について質問しましたが、その後の状況などについて伺いたいと思います。

国は、少子化や教員の多忙化を背景に、主に休日の部活動を地域のスポーツ団体や民間事業者に委ねる地域移行を推進しています。愛知県教育委員会の「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」では、各市町村において、令和7年度までの改革推進期間に、地域のスポーツ・文化芸術活動の整備も含めて、地域移行に向けた取組を実情に応じて着実に進めることが重要であるとしております。

また、地域への移行が難しい種目等については、部活動の地域移行ではなく地域連携を進めることで、生徒の活動環境の確保と教師の負担軽減を目指していくことが示されています。

本市では、まず地域連携の取組を進めていくとされました。少子化の影響により生徒がやってみたい部活動があるのに、人数が足りずチームが組めないことなどにより在席校に部活動がない場合は、部活動のある拠点校まで行き、他校の生徒とともに活動する拠点校部活動に現在取り組まれています。

そこで質問をいたします。

(1) 拠点校部活動について。

アとして、生徒にとって望ましい部活動が展開されるように、新しい部活動の在り方を創造する方策として拠点校部活動を実施されていますが、現在、どのような状況なのか伺います。

イとして、その拠点校部活動に取り組むことによって、生徒にはどのような効果があったのか伺います。

拠点校となる学校まで部活動に行くには、徒歩や自転車など何らかの移動手段が必要かと思えます。

ウとして、生徒の安全をどのように確保しているのか伺います。

(2) 「中学校休日部活動地域連携・地域移行に関するアンケート」について。

令和6年12月に、小学校4年生・5年生・6年生と中学校1・2年生の保護者などを対象として、地域連携・地域移行に関するアンケートを実施されました。

アとして、アンケートの内容を伺います。

イとして、アンケートの結果を公表するのか伺います。

休日部活動の地域移行においては、指導者への報酬等の参加費用が発生するものと考えられます。

ウとして、休日部活動の参加費用の考え方を伺います。

以上、誠意ある御答弁を期待いたしまして、本項目についての1回目の質問を終わります。

#### ○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

#### ○教育部長（伊藤京子）

それでは、質問項目1、中学校の地域連携による拠点校部活動について、（1）拠点校部活動について、ア、現在の状況についてであります。

少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、国は令和5年度以降、休日の部活動から段階的に、学校部活動を地域クラブ活動に代替させていく地域移行を目指しております。

ただし、直ちに地域移行のための体制整備が困難な場合は、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりする地域連携により、生徒の部活動の活動機会を確保することを求めています。

そうした中、本市におきましては、現時点で休日の学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくための受皿となる地域クラブや指導者の確保、大会参加の在り方など解決すべき様々な課題があるため、まずは地域連携による拠点校部活動の取組を進めることとしており、令和6年度は、篠岡中学校、桃陵中学校、光ヶ丘中学校の3校間と小牧中学校、小牧西中学校の2校間において取組を進めました。

まず、篠岡中学校、桃陵中学校、光ヶ丘中学校の3校間においては、野球部の合同練習が光ヶ丘中学校で行われ、野球部が設置されていない篠岡中学校から希望する4名の生徒が参加をしました。

また、バスケットボール部が設置されていない篠岡中学校の生徒1名が、桃陵中学校のバスケットボール部の活動に令和7年1月から参加をしております。

次に、小牧中学校、小牧西中学校の2校間においては、拠点校部活動の枠組みはつくったものの、具体的な連携は行われませんでした。部員が不足している部活動でなければ、拠点校部活動による連携が難しいことなど実情が分かりましたので、今後、課題を整理し、子どもたちが参加しやすい環境を整えていきたいと考えております。

次に、イ、生徒にはどのような効果があったのかについてであります。

篠岡中学校、桃陵中学校、光ヶ丘中学校の3校間においては、野球部が部員数の減少に伴い、学校単位での部活動が継続できない状況がある中、夏の中学校大会に合同チームとして参加をするなど、希望するスポーツができるという機会を与えることができました。

また、大会に参加することで、日頃の練習の成果を発揮するなど達成感を味わうことができたことはもちろん、子どもたちが部活動を通して在籍校以外の人たちと関わる機会とすることができたと考えております。

次に、ウ、生徒の安全の確保についてであります。

学校を含め在籍校以外の場所で部活動が行われる際の移動につきましては、状況によっては保護者の方がお子様の送迎をされる場合もありますが、基本的には自転車での移動を許可しており、その場合、顧問により適切な道順で登下校を行うよう安全指導を行っております。

なお、現在行っている拠点校部活動については、学校管理下での活動であり、万が一登下校中にけが等があった場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。

#### ○教育部次長（矢本博士）

続きまして、（2）「中学校休日部活動地域連携・地域移行に関するアンケート」について、アとして、内容についてのお尋ねであります。

令和6年12月に実施いたしました「中学校休日部活動地域連携・地域移行に関するアンケート」につきましては、本市における中学校休日部活動の地域連携・地域移行の在り方を検討する上での基礎資料とするために実施したものであります。

アンケートは小学6年生を対象に、休日の過ごし方に関するアンケート、中学1・2年生を対象に、中学校休日の部活動に関するアンケート、小学4年生から中学2年生までの保護者と小中学校の教員を対象に、中学校休日部活動地域連携・地域移行に関するアンケートを実施いたしました。

アンケートの主な結果といたしましては、休日の過ごし方に関する問いに対しては、児童生徒ともに、「趣味や好きなことをする時間にしたい」という回答が最も多い結果となりましたが、小学6年生では、回答者の約32%から「部活動をやりたい」と回答がありました。

また、中学1・2年生を対象としたアンケートでは、休日に地域でスポーツ活動や文化活動が行われた場合、参加したいと思うかとの問いに対して、約48%が「参加したいと思う」との回答でありました。

一方、教員のアンケートでは、休日に地域でスポーツ活動や文化活動が行われた場

合、指導者として指導することを希望するかとの問いに対して、「希望する」と「どちらかといえば希望する」を合わせても約12%であり、教員にとって休日の学校部活動が大きな負担となっていることが分かる結果となりました。

その他アンケートでは、希望する種目や回数、時間などを調査いたしました。

続きまして、イとして、アンケートの結果を公表するかのお尋ねであります。

このアンケート結果につきましては、令和7年2月21日に開催いたしました小牧市小中学校部活動検討委員会の会議資料として配布され、既に会議録とともに市公式ホームページで公表をさせていただいております。

また、保護者に対しましても、その旨を通知しております。

以上であります。

#### ○教育部長（伊藤京子）

続きまして、ウ、休日部活動の参加費用の考え方についてであります。

現在、中学校部活動に係る費用のうち、個人所有となる用具類などは基本的に自己負担であります。合同で利用する備品や指導者への謝礼については公費負担となっております。

今後、休日部活動が地域に移行した場合の参加費につきましては、組織の運営費全般に対する受益者負担を検討しなければならないと考えております。

以上であります。

#### ○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

(1)の拠点校活動の現状を見ると、生徒数152名と市内で一番少ない篠岡中学校生徒が、野球部の拠点校である光ヶ丘中学校やバスケット部拠点校である桃陵中学校まで行き、参加されていることが分かりました。生徒たちが部活動を通して他校の生徒たちとともに取り組めたことは、自身の大きな財産になると思います。

しかしながら、小牧中学校、小牧西中学校の枠組みにおいては、今年度の拠点校部活動は実現できなかったということが分かりました。生徒の中には、ひょっとして他校の拠点校で部活動がやりたかったけれども、一歩が踏み出せない生徒もいたかもしれません。また、ほんの少し背中を押すことで取り組めた生徒もいたかもしれません。

この拠点校部活動は、教員の意識改革も大事なポイントになってくると思います。なぜ機能しなかったかを部活動検討委員会等で十分精査するなど、今後一歩でも進むよう取り組んでいただきたいと思います。

ウの生徒の拠点校までの安全確保については、引き続き安全指導をよろしく願いいたします。

(2) のアンケートについてであります。中学校1・2年生においては、休日に地域でスポーツ活動や文化活動が行われた場合、「参加したいと思う」との回答が約48%となり、これはスポーツや文化活動に取り組める休日部活動が、生徒たちにとって一つの居場所にもなっていくと捉えることができます。

また、教員のアンケートでは、休日に地域で指導することを「希望する」と「どちらかといえば希望する」を合わせて約12%となり、とても低い率となっております。これは、教員にとって休日の学校部活動が大きな負担となっていることがうかがえます。

しかし、12%の教員は「希望する」と答えていることから、地域移行においても、指導者として活躍されることを期待するところでもあります。

そこで、再質問いたします。

休日部活動の地域移行においては、教員が地域指導者とともに指導することも考えられますが、その見解をお伺いいたします。

#### ○教育長（中川宣芳）

中学校部活動の地域連携・地域移行につきましては、少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるようにしていくという考えとともに、教員の働き方改革の視点から始まった議論でございます。そのため、休日部活動の地域移行の検討に当たりましては、基本的に教員の派遣はない形で検討していくものだろうと考えております。

ただし、教員からは地元の居住地であれば指導者として指導したいといった声もありますので、そうした教員が個人として、自主的に地域指導者として活動することにつきましては、推奨していきたいと考えておるところであります。

以上です。

#### ○議長（小島倫明）

御答弁ありがとうございました。

教員が個人として指導をされ、自主的に地域指導者として活動することについて、推奨されていくことが分かりました。

また、教員の休日部活動に当たっては、教員が兼職兼業することになります。公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業は、まずは教員自らが従事を希望され、その地域団体が営利を目的とする企業であれば地方公務員法第38条、また地方公共団体により配置され地域に対しスポーツ指導を行うなどの場合は、教育公務員特例法第17条の規定により、教育委員会の許可を得て兼職兼業することになるかと思えます。どちらの法令を根拠にして許可を行うかについては、地域団体の性質

や地域団地の業務内容などを勘案して、教育委員会において判断することになります。

ウの参加費用についてであります。今後、休日部活動が地域移行した場合の参加費用は、組織の運営費全般に対する受益者負担を検討しなければならないと答弁をいただきました。

保護者宛てのアンケート結果を拝見しましたが、休日部活動に参加させたいと思う保護者に対しての質問で、休日に地域でスポーツ活動や文化活動を行うに当たり、参加費用として、月額どれくらいの金額までなら許容できますかという項目がありました。

結果としては、月額5,000万円までが14.8%、4,000円程度までが6.9%、3,000円程度までが35%、2,000円程度までが一番多く43.4%でありました。休日部活動の地域移行による参加費用は、指導者の経費等として必要になってくるものと考えられますが、家計には大きな負担となってきます。

そこで、再質問をいたします。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、日本の子どもの相対的貧困率は、令和3年で11.5%となっています。貧困によって、食事に困る子どもや学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子どもも見えます。

小牧市の子どもの貧困率は、データとしては持ち合わせていないようですが、市内には経済的に困難な御家庭もあり、参加費用は家計に大きな負担になります。参加費用の免除や支援等をする考えはないのか伺います。

#### ○教育長（中川宣芳）

経済的な困窮家庭に対しまして、参加費の免除や支援につきましては、今後の議論の中で検討課題の一つとしていきたいと考えておるところであります。

以上です。

#### ○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

「配慮を必要とする子ども・若者・家庭を支援します。」、これは今年度策定中の小牧市こども計画の7つある基本目標の一つになります。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かい支援や合理的配慮に努めるとあります。

今後、参加費用については、部活検討委員会の中でも十分検討していただきたいと思っております。

それでは、最後の質問をいたします。

国は、令和5年度から令和7年度までを地域移行・地域連携の改革推進期間として

いますが、今後の展望をお伺いいたします。

### ○教育長（中川宣芳）

本市におきましては、国の方針のとおり、平日の部活動につきましては、当面は継続していく中で、休日の部活動につきましては、うまく地域に引き継ぐことができる環境が整い次第、地域に移行していきたいと考えておるところであります。

ただし、休日の学校部活動を地域移行していくためには、現時点では、受皿となる地域クラブや指導者の確保、参加費用や大会参加の在り方など、解決すべき様々な課題があります。そのため、令和7年度につきましては、現在行っている拠点校部活動を通して地域連携を進めていく予定であります。同時に拠点校部活動の限界や問題点を含めて様々な課題の整理を行うとともに、指導者の確保に関し、各スポーツ・文化団体への意向調査などを行いまして、地域移行に向けたロードマップを作成していきたいと考えておるところであります。

ほかの自治体においても、少しずつではありますが、休日部活動の地域移行の事例が見られるようになりましたので、そうした事例なども参考に検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

### ○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

他自治体の先進的な事例も参考しながら検討していかれるとのことでもあります。

私も少し他市の地域移行の状況を調べました。

春日井市では、令和5年から段階的に地域移行を進め、休日の部活動が地域クラブ活動へ移行され、学校の枠を超え、女子サッカークラブが創設されるなど新しい取組も始まっております。また、地域クラブの運営費・指導者報酬・施設利用料については、現在のところ運営費は保護者負担、指導員報酬は市が負担し、施設利用料の負担はなしで行われています。

江南市では、学校内に「部活動を考える会」を設置し、教員、生徒、地域、PTAの方々と話し合える場となっています。尾張旭市で、今年の1月、教育委員会と東邦ガス株式会社と「部活動改革に係る実証実験に関する協定」を締結し、東邦ガスの社員が副業として報酬を受けながら、休日部活動のバレー部を始動されています。

一方、九州の熊本市では、国が進める地域移行とは逆行し、部活動の地域移行はせず学校での部活動を継続します。指導する人材においては、令和9年度以降は希望する現役教員に加え、退職教員や市職員などの公務員、大学生、民間企業従事者等から希望制で確保し、顧問、副顧問として学校に配置し、特色ある部活動に取り組むよう

であります。このように、他市では様々な取組が行われています。

また先般、保護者の方から声をいただき衝撃を受けました。中学校の部活動は少なく選ぶことができないため、市外の私立の学校に通わせようと思っているとのことであります。部活動が少ないことで子どもが離れていく実態が浮き彫りとなり、本市も地域移行を早急に進めていく必要性を感じました。

なお、県内54市町村の部活動の地域移行の進捗状況については、2月下旬の愛知県議会で村瀬正臣県議が一般質問され、既に地域移行済みが5市町村、令和7年度に移行するが7市町、令和8年度に移行するが6市町、方針は決めたが実施がまだ未定であるが10市町村、合わせて28の市町村が既に地域移行を進めているとの理事者側の答弁でありました。

結びとなりますが、今年度はアンケートによる書面での声を聞き、一定の状況は把握できたかと思えます。しかしながら、生徒、教員、地域、PTAの方などから、直接、生の声を丁寧に聞く場も必要であると考えます。

また、指導者の確保が最も重要になってきます。各スポーツ・文化団体への意向調査も大変重要と思えますが、さらに一步踏み込んで、大学生や地域の民間企業に対してもアクションを起こすのも、生徒たちのためには必要かと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（小島倫明）

次に、山田美代子議員。

#### ○10番（山田美代子）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目1点につき質問させていただきます。

図書館の充実についてです。

令和3年3月27日に小牧駅前にブランドオープンした小牧市中央図書館は、多くの人でにぎわっています。指定管理ではなく小牧市の直営で運営する図書館でよかったとつくづく感じているところです。最近、SNSなどで情報があふれ、何が真実なのかという判断が難しいことがあります。こんな世の中だからこそ情報元が確かな新聞や本の重要性が求められています。私は今回、司書の役割がいかに重要であるかに焦点を当て質問いたします。

皆さんは中央図書館1階のデジタルサイネージを御存じでしょうか。中央受付カウンターの正面にある大きな画面がデジタルサイネージです。新しく入った本の紹介や時事に合わせた本の展示、イベントスペースでの催物などの情報が一目で見ることができます。気になるところを指でタップすれば、詳しい情報がさらに表示されます。

私は先日、その画面上に「語り続ける平和 ノーベル平和賞に日本被団協」とした企画を見つけました。展示コーナーには、核兵器や戦争に関する本が20冊以上置かれていたと思います。そして、「語り続ける平和。ノーベル平和賞に日本被団協が選ばれました。世界で戦火が続く今だからこそ、体験者が後世に残した戦火の話がより現実的に感じられます。核兵器・被爆者など戦争のもたらす問題や影響を考え、平和に対して向き合ってみましょう。」と言葉が添えられていました。すばらしい企画に私は大変感動しました。「湯川秀樹の戦争と平和」、「広島に来たオバマ大統領」、「城山三郎と久野収の平和論」など、読みたくなる本がたくさんありました。

一冊の本とのすばらしい出会いをつくってくれるのが図書館司書の役割です。私は昨今、図書館司書の社会的評価が低く扱われていることを危惧しています。総務省統計によると、2024年12月現在、公立図書館の4割以上、学校図書館の約9割が会計年度任用職員、いわゆる非正規雇用の司書です。図書館は学びの場を広げ、知る権利を保障する貴重な場です。その鍵となる司書の身分がないがしろにされて、社会がよくなるはずがありません。

去る2月19日、「これでいいのか図書館、会計年度任用職員の継続雇用を求める」と題して、司書さんたちが国会内で集会を開き訴えました。小牧市では、令和2年3月、図書館条例の一部が改正され、「図書館に館長・司書・司書補・その他の職員を置く」というところの「司書・司書補」を削りました。私は今、司書の充実こそ重要だと思っています。

そこで、小牧市の現状について質問いたします。

(1) 中央図書館について。

アとして、令和3年度からの来館者数をお尋ねいたします。

イとして、令和3年度からの貸出点数をお尋ねいたします。

ウとして、令和3年度からの貸出利用者数をお尋ねいたします。

エとして、令和3年度からのレファレンス件数をお尋ねいたします。

オとして、現在の蔵書数をお尋ねいたします。

カとして、電子書籍の利用状況をお尋ねいたします。

キとして、選書の方法をお尋ねいたします。

クとして、図書館司書の人数をお尋ねいたします。

ケとして、図書館司書の業務内容をお尋ねいたします。

コとして、業務委託職員の人数をお尋ねいたします。

サとして、業務委託職員の業務内容をお尋ねいたします。

(2) 学校図書館についてです。

2014年に学校図書館法に学校司書の配置努力義務が明記されました。そして、2016年に文部科学省から学校図書館ガイドラインが出されました。それには、読書好きな子どもを増やし、確かな学力・豊かな人間性を育む読書センター機能、授業で蔵書・新聞等を活用し、思考力・判断力・表現力を育む学習センター機能、探究的な学習活動等を行い、子どもの情報活用能力を育む情報センター機能、この3つの機能を持つことが学校図書館として示され、校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮するようにと明示されました。

GIGAスクール1人1台端末の活用で、さらに探究的な学習は注目されています。そこで、学校図書館を活用していくことが極めて重要になっていると思います。読む力は、全ての基礎になります。本は心の栄養とも言われ、心を耕していくための読む力、情報を使いこなすための読む力、この読む力が必要です。そのためには、司書教諭を中心に学校図書館の充実が求められています。

しかし、司書教諭のほとんどは学級担任ですから、司書教諭の職務ができていないのが実情と聞いています。だからこそ専門職の学校司書のサポートが重要です。それなのに小牧は学校司書は各小中学校に1週間に1日派遣されるだけです。司書さんからは、子どもの顔が覚えられない、1週間に1日では仕事をやり残して帰ることもあるとお聞きしました。文部科学省は、学校司書の配置を1校につき1人を推進していますが、複数の学校を掛け持ちしている苛酷な実態が明らかになっています。

そこで、学校図書館の実情について質問いたします。

アとして、運営方法をお尋ねいたします。

イとして、学校図書館司書の配置状況をお尋ねいたします。

ウとして、学校図書館司書の業務内容をお尋ねいたします。

エとして、学校ごとの書籍購入費配当基準をお尋ねいたします。

オとして、新聞紙の配置状況をお尋ねいたします。

カとして、学校図書館の充実について、市の見解をお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。答弁を求めます。

#### ○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

#### ○教育部次長（矢本博士）

それでは、質問項目1、図書館の充実について、（1）中央図書館について、順次御答弁させていただきます。

まず、アの令和3年度からの来館者数といたしましては、令和3年度は68万8,899人、令和4年度は74万928人、令和5年度は76万2,183人であります。

続きまして、イの令和3年度からの貸出点数といたしましては、令和3年度の個人の貸出点数は62万7,424点、令和4年度は61万1,254点、令和5年度は59万782点であります。

続きまして、ウの令和3年度からの貸出利用者数といたしましては、令和3年度の個人の貸出利用者数は17万2,695人、令和4年度は16万8,665人、令和5年度は16万8,606人であります。

続きまして、エの令和3年度からのレファレンス件数といたしましては、令和3年度は1万570件、令和4年度は1万936件、令和5年度は9,275件であります。

続きまして、オの現在の蔵書数といたしましては、令和7年1月末時点で約31万点であり、その内訳といたしましては、開架書架に約15万点、閉架書架に約16万点であります。

続きまして、カの電子書籍の利用状況についてであります。

電子書籍につきましては、令和7年1月末時点で1,491点の蔵書があり、令和5年度の貸出点数は4,168点であります。貸出回数が多いジャンルといたしましては、医学、家計、旅行ガイドなどの実用書であります。

続きまして、キの選書の方法につきましては、収集方針と利用者ニーズの両面からバランスのよい蔵書を構築するため、司書資格を有する複数の職員による選書会議を毎週開催し、この会議の場で同種類の資料の所蔵状況や貸出実績等を確認しながら選書に当たっております。

また、専門性が高い、価格が高額などの理由で判断に迷う資料につきましては、学識経験者を含む外部委員による選書委員会に諮ることで、適切な蔵書バランスを確保しております。

続きまして、クの図書館司書の人数といたしましては、現在、正規職員3人と会計年度任用職員10人の合計13人です。

続きまして、ケの図書館司書の業務内容といたしましては、主に図書館資料の選書・発注及び保管に関することやレファレンスサービス、読書活動推進のための各種講座、催しの企画及び実施、読書啓発のためのリーフレットの発行など、図書館サービスの根幹を担う業務であります。

続きまして、コの業務委託職員の人数といたしましては、令和7年1月末時点におきまして、中央図書館の窓口業務委託職員の所属人数は35人であり、1日当たりおおむね22人が交代で勤務しております。

また、1日のうちでも、交代勤務により利用者が多い日中と利用者が少ない夜間の時間帯では異なる体制を取り、業務に当たっております。

続きまして、サの業務委託職員の業務内容といたしましては、業務委託職員は日常的な利用者対応や蔵書の管理に関する業務を担当しており、主な業務としては、窓口での利用者対応業務、図書館資料の貸出し・返却業務、市職員が発注した資料の受入れ登録業務、書架整理などです。

#### ○教育長（中川宣芳）

続きまして、（２）の学校図書館についてのア、その運営方法についてでございます。

学校図書館は、学校図書館法に基づきまして、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的に、各学校に設置が義務づけられているものであり、校長のリーダーシップの下、各学校において学校図書館活用に関する指導の計画を立て、運営しているところであります。

学校図書館の運営に当たっては、司書教諭を含めた複数の教員による校内組織を編成するとともに、委員会活動を通して児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることができるようにしています。また、学校司書の配置や市立図書館との連携により、充実した学校図書館になるよう努めているところであります。

また、多くの学校では図書ボランティアを募り、保護者や地域の方の協力を得ながら、環境整備や児童生徒への読書啓発活動に力を注いでいるところであります。

#### ○教育部次長（矢本博士）

続きまして、イの学校図書館司書の配置状況といたしましては、令和６年度の学校司書は５名体制であり、市内小中学校は計２５校ありますので１人が５校ずつ担当しております。

続きまして、ウの学校図書館司書の業務内容といたしましては、主に学校図書館の資料の選書・除籍、図書館だよりの作成等の学校図書館関係業務と子ども読書推進関係業務であり、各学校の図書館担当の教諭と協力して業務に当たっております。

続きまして、エの学校ごとの書籍購入配当基準についてであります。

学校図書館の図書購入に係る予算につきましては、文部科学省が学校図書館に整備すべき蔵書の標準を定めた学校図書館図書標準を基準に、学級数に応じて配分いたしております。

続きまして、オの新聞紙の配置状況といたしましては、令和６年度は小学校１校、中学校１校で、児童生徒向けの新聞を学校図書館に設置しております。

なお、３校の中学校では、学校図書館ではなく各教室に一般紙を１種類設置しております。

#### ○教育長（中川宣芳）

続きまして、カ、学校図書館の充実についての市の見解についてのお尋ねでございます。

学校図書館は、議員がおっしゃいましたように、読書センター、学習センター、情報センターという3つの機能を有しております。読書離れが指摘される現状におきまして、児童生徒が読書の楽しさを感じることができる工夫を学校図書館として今後も続けていくことが大切であると考えております。

また、今後、探究的な学びを進めていこうとする中で、児童生徒の主体的な学びを支えたり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりするための学習・情報センターとしての機能を充実させるために、市立図書館とさらに連携を強化していきたいと考えておるところであります。

以上であります。

○10番（山田美代子）

御答弁いただきました。

それによると来館者数は令和3年度から5年度にかけて9万人以上増えています。貸出点数は少し減っております。貸出利用者数はほぼ横ばいという状況です。にぎわい創出という点では、中央図書館ができたことで取りあえず目標を達成していると言えると思います。今まで図書館に訪れたことのない人が来館することにより1冊の本を手に取り、そこから広がっていく本の魅力を感じてほしいと思います。

貸出点数、貸出利用者数が伸び悩んでいることは今後の課題だと思いますが、そこは司書の工夫で増やす取組をしていかれると思いますので、そこは司書に期待しております。

ア、イ、ウについての再質問はありません。

エのレファレンス件数について、新図書館になり、旧図書館のときからするとレファレンス件数はかなり増えていると以前お答えいただいておりますので、これも引き続きレファレンス機能の強化に努めていただくようお願いします。それにも司書の仕事が問われるところだと思います。

オについての再質問をいたします。現在の蔵書数をお伺いしました。31万点ということですが、蔵書数の目標は、中央図書館は50万冊となっていたのではないのでしょうか。今後の蔵書の計画等についてお尋ねいたします。

○教育部長（伊藤京子）

中央図書館の収蔵可能点数ですけれども約50万点、開架約18万点、閉架約32万点で、現在、開架の所蔵点数は約15万点、閉架書庫の所蔵点数は約16万点でありますので、開架・閉架ともに収蔵の能力に達するには余力があるところあります。

しかし、書架が飽和状態となりますと、本の表紙を見せて展示することや、新たな図書を購入したり資料の収集が困難となりますので、新刊本の購入など計画的に資料の収集を進めていく一方で、適正な除架・除籍を行うことで長期にわたり収蔵能力を超えることのないように努めていきたいと考えているところであります。

今後とも来館者の皆様に興味を持っていただける書架づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

### ○10番（山田美代子）

まだまだ余力があるということで、冊数が多いばかりがいいわけではないですし、ただ市民の方から結構古い本が多いねとか、書棚ががらがらという意見も聞きますので、そこはバランスよく今後の配置を蔵書の購入と配置をお願いしたいんですけど、蔵書数、新刊などの購入については、書籍費を予算のほうで減らさないようお願いしておきます。

カについての電子書籍の質問に対して、再質問ではありませんが、まだまだこれから増えてくると思います。私も小牧の図書館の情報のところで電子書籍を見たら、新しい電子書籍で面白いタイトルがありましたので、これだけ紹介します。

「上司がAIになりました」と、興味深いですね。市長、どうですか。だから、これから本当にAIが関わってくることが多いんですけど、やっぱり人と人というのが大事なので、ここはそれを伝えておきます。カの再質問はありません。

キの選書の方法です。ここも再質問ではありませんけども、本当に図書館司書の方の見えないところでの業務が多岐にわたり量も多くて、本当に大変かと思うんです。なので、私は司書の増員をここでも訴えておきます。

クの人数、ここが今出てますけど、正規職員が3人ということで、あと会計年度任用職員が10人というのは、今、会計年度職員のことを結構問題になってまして、図書館司書は専門職なので、そこを非正規で不安定雇用では専門性が現場で引き継がれないということも起きています。優秀な人材の流出につながるとか、そういうことからして昨年6月でしたか、会計年度任用職員の再度の任用の回数を撤廃するということが出されてまして、東京都の練馬区と杉並区でも最近撤廃しております。会計年度任用職員が長くお勤めできるような状態になっております。

図書館司書の業務内容は飛ばしまして、先にコとサについて、これも業務委託職員のことに関して、再質問ではありませんけども、その職員の方にも司書資格を持った方がたくさんいらっしゃる聞いております。ただ、図書館内のいろいろな催事のこととかで、市民の方からお尋ねがあったときは、知らないとか分からないではなくて、

お答えできるようにしてほしいなどお願いしておきます。

ケの図書館司書の最後の再質問です。図書館司書の業務内容は、図書館サービスの根幹を担っています。その中で、ここに先ほど答弁がありました企画及び実施ということで、私が気になった中央図書館においての平和に関する特集です。これの特集を行うまでの経緯について、もう少し詳しくお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（伊藤京子）

平和に関する特集展示のいきさつについてであります。展示・企画コーナーでは、図書館司書が多様な視点で図書館資料を活用し、市民の生活や教養・時事に関するテーマで図書を紹介しているところであります。

2024年のノーベル平和賞は、日本原水爆被害者団体協議会が受賞されました。これを受け、図書館内において早速特集展示の検討を行い、「語り続ける平和」と題した展示を令和7年1月4日から2月16日の期間に行ったものであります。

また、図書館ではビジネスに関するお薦め本を紹介したり、ビジネスパーソンの日常生活にも役立つ本などを紹介する図書館だより、「ビジネストピックス」を年4回発行しておりますが、同団体の受賞にちなみ令和7年2月1日発行の「ビジネストピックス」では、「知る。向き合う。経済と平和」と題した特集を組み、関連本を紹介しているところであります。

以上です。

#### ○10番（山田美代子）

ありがとうございます。

ノーベル平和賞を受賞したときから、市長たちもいろいろなアンテナを張って考えられていたそうです。そして、市民団体から平和についての意見とかもあって、こういう企画に至ったということもお聞きしました。有能な司書がいてのすばらしい企画だと感じています。何回も言いますが、図書館条例の一部を改正して司書・司書補を削ったことに私は今でも納得していません。さらなる司書の配置の充実を求め、(1)の再質問を終わります。

続いて、学校図書館司書についての再質問に入ります。

学校司書の配置、小牧市内で5名なんです。多分同じお答えだと思いますけど、再度お尋ねいたします。25校を5人体制でかけもちしています。文科省が推進する1校1人の考えがあるのかお尋ねいたします。

#### ○教育長（中川宣芳）

学校図書館を運営する上で、学校司書の重要性は非常に高いということにつきましては認識しておりますが、その拡充につきましては、市全体の職員配置の中で考えら

れるものでありまして、現状におきましては学校司書を拡充する予定はございません。  
以上です。

**○10番（山田美代子）**

同じ答弁です。

そこで、会計年度任用職員の学校司書を1人雇うと年間幾らになるのかお聞きしておきたいと思います。

**○教育部次長（矢本博士）**

学校司書1人当たりの費用といたしましては、令和7年度当初予算案ベースでは、学校司書1人当たり、御本人に支払う報酬などで約360万円、その他に共済組合負担金など市が負担する経費として約63万円を計上しております。

以上であります。

**○10番（山田美代子）**

ありがとうございます。

1人約420万円ぐらいで、1人追加すると420万円ぐらいだということです。私も今後の質問の参考にしたいと思います。

あとうの再質問です。学校図書館司書の業務内容をお聞きして、この中に図書館担当の教諭と協力しというようにあります。学校図書館司書と司書教諭は、車で言うと両輪ですし、二人三脚で協力していかないといけないねすけども、現場はそうではないようです。

先ほども言いましたけど、学級担任と兼務なんです。現場からは、そういう負担が大きくてなかなかできてないのが実情ということで、これに関して小牧市の小中学校校長から要望が出ております。学校図書館司書教諭の業務を遂行するに当たっても、学校司書の充実が大事であると。そこで増員も令和7年度の予算要望の中に盛り込まれていますので、そこは考えてほしいと思います。

エの学校ごとの書籍購入費で配置基準で満たしているというお答えですけど、学校司書さんからお聞きしたところ、比較的本は買っていないということなので、今後も引き続き予算が減らされないようお願いしたいと思います。

あと新聞の配置です。新聞の配置、前にお聞きしたときと少し状況が変わってきているようでした。日本新聞協会というのが1月から2月に行われた調査があるんです。教育に新聞を活用した学習効果に関する調査結果です。そこには、「新聞に教育を」というのは、略してNIEというように言われておりますが、それに取り組む全国の小中学校などが対象で、アンケートが行われて581からの回答があったそうです。その中で、教員の指導力について「大幅に伸びた」、「伸びた」、「少し伸びた」と答

えた学校は、合わせて92%、児童生徒では読む力、理解力、考えを深める力、書く力、主体性、聞く力、話す力のいずれの項目も伸びたという回答の学校の合計が9割前後にも上り、高い水準となっていたという報告があります。ぜひ、学校図書館の充実の3つの柱の中にこの新聞を複数設置するという出されていますので、今後、検討していただきたいなと思います。

最後に、学校図書館の充実について、これからもっともっと大事になっていくと思うんです。こまき「夢☆チャレンジ」科というのができました。探究的な学びを進める中で、学校図書館の活用が今以上に必要ではないでしょうか。

先ほども言いましたけど、令和7年度教育予算に関する要望書ですね。小牧市小中学校長会から昨年10月に提出されたものの中にも、再度、先ほどの繰り返しとなりますけども、司書教諭はほとんどが学級担任であり、司書教諭の職務ができてないのが実情である。司書教諭としての職務を果たすためにも学校司書の派遣を増やしていただきたいと書かれています。切実な要望です。これでも増やすというお気持ちにはならないでしょうか。そこのところをお尋ねいたします。

#### ○教育長（中川宣芳）

司書教諭の配置につきましては、学校図書館法におきまして、12学級以上の学校につきましては配置の努力義務があるということについては議員御指摘のとおりでございますので、それに準ずる形で小牧市内については配置をさせていただき、当然、担任をしながら司書教諭の役目も果たしていただいておりますので、それを学校組織の中で組織的に複数で対応をしていくということは考えております。

また、先ほど探究的な学習についてということのお話でしたが、司書教諭を増やすというよりも、私どもは探究パートナーとしてどういった方々が個々の子どもたちの課題に寄り添ってくれるのかということを見ながら考えております。そういった中で、中央図書館についても探究パートナーとして加わっていただいておりますので、現状では今のままで考えていますので、学校司書につきましては、今増やそうという考えは、繰り返しですがございません。

#### ○10番（山田美代子）

司書の職務を果たすためにも、学校司書の派遣を増やしてほしいと。文科省は1校1人を推進しています。でも、苛酷な掛け持ちで回る学校司書の現状があります。それでも増やす気もないというお返事ですけども、先ほど学校司書を1人雇うと420万円ということをおっしゃいました。司書の声として、せめて今、1週間に1校なんです。そこをせめて2日行きたいとなると、今、5人体制ですけど、それを単純に10人体制にするという、1人1校だと予算も大変になってくるかと思っておりますけど、今5人のと

ころを10人にする、1人420万円にするところを5人増やす、そのぐらいはできるんじゃないかと思いますが、そこはお答えを市長にお願いしたいと思います。市長、よろしく申し上げます。市長のお考えをお尋ねいたします。

#### ○教育長（中川宣芳）

学校におけます学校司書の配置を今の5人から10人にできないかということですが、現在、学校司書につきましては、学校教育課において、会計年度任用職員として業務に当たっていただいておりますけれども、会計年度任用職員として学校司書のほかに学校教育課のほうでは、非常勤講師だとか、非常勤用語教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活サポーターなど、合わせて約120名を配置してきめ細かな指導に努めておりますので、子どもたちにとって、まず喫緊の課題に対してどう対応していくかということから判断していく必要があると考えております。

以上です。

#### ○10番（山田美代子）

最後に、質問ではありません。図書館司書と学校図書館司書の充実について、中央図書館の司書の方からも、もっと司書の配置を充実していきたいという声も聞いております。

また、学校の司書に関しては、せめて2日行きたいという声を聞いております。ぜひとも少しでも充実するように、小牧市に最後に求めて、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（小島倫明）

次に、猪飼健治議員。

#### ○3番（猪飼健治）

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

質問項目1の上下水道事業について、一括して質問をいたします。

まず、中項目（1）本市の水道事業についてであります。

本市水道事業については、2020年から2029年までの10年間を計画期間として、「水道事業ビジョン・経営戦略」が策定されました。これは、水道施設の老朽化対策や水道事業に従事する職員の技術継承の問題など、事業を取り巻く環境が大きく変化をしていることに対応すること、また、収支の均衡を図るために中長期的な経営戦略を策定する目的でつくられたものであります。

そして、その見直しが2024年度から来年度にかけて、今ちょうど実施されているところであります。そのために、上下水道事業経営審議会が開かれているところでもあ

ります。そして、2026年から2035年までの10年間の計画として、「水道事業ビジョン・経営戦略」を改定するというようになっております。そしてこの間、見直しまでの5年間の間には、本市においても人口の減少、物価の上昇、施設の老朽化など、水道事業を取り巻く状況も大きく変わってきていると思います。

そこで、そういう状況の変化を踏まえて、まず（１）のアとして、「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」の主な課題は何かお聞きいたします。

また、あわせて（１）のイとして、パブリックコメントの実施も含めて、「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」見直しの今後のスケジュールについてお伺いいたします。

次に、県水についてであります。

現在、本市で使われている水は、愛知県から購入している木曾川の表流水である「県水」と、本市横内地区周辺を中心としている地下水である「自己水」の両方が使われております。そして、御存じのように、この県水と自己水の比率は、現在、県水が約65%で、自己水が約35%となっております。多くの部分を県水に依拠しているわけでありまして。ちなみに、自己水には取水制限があるので、これ以上自己水の割合を増やすことはできないということでありまして。

ところが、愛知県はその県水について、2024年10月と2026年4月の2回にわたって水道料金を引き上げることを、もう既に昨年の2月議会で決定いたしました。

そこで、（１）のウとして、県水の値上げの状況について、どのようになっているかお聞きいたします。

次に、本市の水道事業の財政状況、収支に関してです。本市の水道事業は、昨年度の決算で収益的収支を見ると、何とか黒字を維持していると思います。

そこで、（１）のエとして、水道事業の一般会計からの繰入れの状況、一般会計から見れば繰出しですけれども、繰入れの状況はどうなっているかお伺いいたします。

県水については、二度の値上げで約14%ほど料金が上がるのではないかとということがはっきりしております。また、今後は人口減によって使用水量と収入の減少が見込まれると思います。さらに今後、水道管の更新・耐震化が必要というように、本市の水道事業に関しては、財政状況、収支に関する状況は非常に厳しくなっていると考えられます。

そこで、（１）のオとして、水道料金の会計について、現段階でどのように考えているかお聞きいたします。

次に、中項目（２）の水道広域化とウォーターPPPについてであります。

まず、水道広域化についてです。国は2019年の改正水道法で、水道の広域連携の推

進を位置づけました。そして、水道広域化推進プランを策定するように求めて、愛知県もこれに応じて、2023年3月に愛知県水道広域化推進プランを発表いたしました。県の広域化プランでは、県内を大きく5つのブロック、これは名古屋を含めてですけど、5つのブロックに分けて検討の準備を進めているところでもあります。本市は、そのうち西尾張ブロックに属することになっております。

そこで、(2)のアとして、水道広域化についての国と県の方針は何かお伺いいたします。

次に、水道広域化に関する検討状況についてです。(2)のイとして、本市における水道広域化に関する議論の進捗状況についてお伺いします。

次に、国が広域化とともに進めようとしているウオーターPPPについてであります。PPPというのは、官民連携という意味です。ウオーターPPPは上水道、下水道、工事用水道分野における「公共施設等運営事業コンセッション方式」、所有権は市が持っているながら運営は任せるという方式と「管理・更新一体マネジメント方式」を合わせたもので、官民連携によって長期契約かつ管理・更新を一体的に行う事業方式のことです。

国は、2017年に「水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」というものを作成し、2023年には「PPP/PFI推進アクションプラン」も作成して導入支援を推進してきているところでもあります。ウオーターPPPは、具体的には長期にわたる契約と、施工方法等の細かい仕様を提示しない、仕様発注ではなく性能発注という方法による官民の連携、それが特徴であると私は考えております。

そこで、(2)のウとして、国がウオーターPPPを進める理由は何かお伺いします。

また、あわせて(2)のエとして、ウオーターPPPにおける契約期間についてもお伺いいたします。

次に、中項目(3)上下水道の安全性の確保に関する問題についてお聞きいたします。

初めに、1月28日、埼玉県八潮市で起きた下水管破損、道路陥没事故に関してであります。この事故は、下水管内の硫化水素が酸素と結びついて、硫酸が発生して下水管の腐食進行・破損が進んで、道路の陥没が起きたと考えられております。そして今、皆さん御存じのように、できた空洞は現在直径40メートルにもなっております。そして、事故ではいまだ運転手の方の安否は確認されておらず、また120万人もの住民の生活に影響が出ているという非常に大きな事故であったと思います。というか、今もそういう大きな事故が続いているところでもあります。そして、こういう事故が他の場

所でも起きる可能性があるのではないか、そういう不安の声が聞かれる状況であります。本市での状況はどうか、そういう声も気になります。

そこで、(3)のアとして、埼玉県八潮市において、下水管の破損と道路の陥没事故が発生したわけですが、本市との下水道規模の違いはどうかお伺いいたします。

次に、地震に対する上下水道の備えはどうかということについてです。

去年の能登半島地震においても、最大で14万戸が断水して、水道が完全復旧するまでに3か月もかかるという状況でありました。そこで、本市水道の耐震化率についてお聞きいたします。

(3)のイとして、現在の下水道の耐震化率の状況について、また同様にウとして、現在の上水道の耐震化率の状況について、それぞれお伺いいたします。

さらにそれに関連してですが、言うまでもなく水道は地震などの災害時において、最も重要なライフラインの一つであります。

そこで、(3)のエとして、災害時の水道水の安定的な確保のために、事前に対応している点はどういう点があるのかお伺いします。これについては、地震に対する設備の面での備えや災害時の給水体制をお答えいただければありがたいと思います。

最後に中項目(4)として、水道水の有機フッ素化合物PFOS・PFOA検査についてお聞きいたします。

一般的には、有機フッ素化合物PFASと言われているものの検査であります。御存じのように、有機フッ素化合物PFASの一部は環境中で分解されない、発がん性や免疫機能の低下、子どもの成長への影響など有害性が指摘されているところであります。また、長期間体内に蓄積することで、健康被害が懸念されてもいます。現在は使用が禁止されていますが、かつては空港や軍施設の泡消火剤や精密機器の製造、調理機器のコーティング、撥水スプレーなど幅広い用途で使われておりました。

そして、本市に隣接する豊山町、北名古屋市などでも、これまで水道水に1リットル当たり50ナノグラムの暫定目標値を超えるPFASが検出されており、豊山浄水場の井戸水のくみ上げは中止となっております。また新たに去年、岩倉市でも49ナノグラム／リットル、もう目標値ぎりぎりのところのPFASが検出されました。

そこで、中項目(4)のアとして、本市に隣接する豊山町、北名古屋市などでも暫定目標値を超えるPFOS・PFOAが検出されていたわけですが、この状況についてどう考えるかお聞きいたします。

次に、今までPFOS・PFOAの50ナノグラム／リットルという暫定目標値については、「水質管理目標設定項目」、長ったらしいそういう名前の項目、要するにクリアすべき暫定目標としての扱いだっただのが、来年4月より「水質基準項目」、要す

るに守るべき「水道法上の水質基準」に格上げされることになりました。そして現在、PFOS・PFOAの検査については、横内地区周辺の地下水原水6か所から採取した水をまとめて1か所だけで検査を実施しているわけです。

そこで、(4)のイとして、今後本市においても、原水の出口6か所それぞれについて、PFOS・PFOA検査を実施する考えはないか伺いたします。

以上、質問項目1について、長いですがお答えをよろしくお願いいたします。

#### ○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

#### ○上下水道部長（笹尾拓也）

それでは、質問項目1、上下水道事業について、(1)本市の水道事業について、アとして、小牧市水道事業ビジョン・経営戦略の主な課題は何かとのお尋ねであります。

令和2年3月に策定した中長期的な経営の基本計画であります「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」におきましては、策定から5年が経過したことから、事業進捗と将来の事業環境の予測を踏まえて改めて課題を確認し、事業の方向性や施策の改善を図り、令和7年度に計画を見直す予定とし、小牧市上下水道事業経営審議会において意見を伺いながら進めることとしております。

本年2月12日に開催した審議会では、水道事業の概要や事業進捗と併せて水道事業の抱える主な課題として、事業の進捗状況や現状分析から人口減少や節水機器の普及による水需要の減少による有収水量の減少、施設の更新の遅れ、横内浄水場更新や送水管の新設などの大規模工事の実施による資金残高の急激な減少などを説明したところであります。

なお、今後、見直しを進める中で新たな課題が出てくると考えております。

続きまして、イ、「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」見直しの今後のスケジュールについてであります。

スケジュールにつきましては、令和7年2月に行った審議会では意見聴取を始め、引き続き審議会を開催しながら小牧市水道事業ビジョン・経営戦略（案）を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、令和7年度中に見直しを完了する予定としております。

#### ○上下水道部次長（三品克二）

続きまして、ウとして、県水の値上げの状況についてであります。

県営水道の料金は、承認基本給水量に基づく基本料金と、給水を受けた水量に単価を掛けて計算する使用料金で構成されております。愛知県では、令和6年3月に料金改定の条例改正が行われ、今回の料金改定では、使用料金の単価について2回に分け

て改定がされることになっております。

1回目の改定は、既に令和6年10月から実施されておりますが、1立方メートル当たり26円から28円へ2円の値上げとなっております。2回目の改定は、令和8年4月から1立方メートル当たり28円から32円へ4円の値上げが予定されております。

続きまして、エとして、水道事業の一般会計からの繰入れ状況についてであります。

水道事業が一般会計から受ける繰入金は、総務省から示される繰り出し基準に基づく消火栓等に要する経費、上水道の出資に要する経費及び地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費であります。

それでは、水道事業について、令和3年度から令和5年度までの3か年の繰入金の状況でお答えいたします。

令和3年度は1億6,200万円余であります。令和4年度は5億7,400万円余であり、そのうち4億3,000万円余はコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策で、水道使用料の基本料金を減免した経費の補填として基準外繰入金を受け入れたものであります。令和5年度は1億5,500万円余であります。

#### ○上下水道部長（笹尾拓也）

続きまして、オ、水道料金の改定について、現段階でどのように考えているかについてであります。

現在、「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」の見直しを行っているところであり、県営水道の料金改定、物価の急激な高騰など社会情勢の変化や施設の整備方針を明らかにした水道施設の整備計画などを踏まえ、料金収入や事業費用などを見込んだ収支計画を今後まとめていきますので、その中で料金改定の方向性を検討していくことになると考えております。

続きまして、質問項目1の中の（2）水道広域化とウォーターPPPについて、アとして、水道広域化についての国と県の方針は何かとのお尋ねであります。

人口減少に伴う水需要の減少、施設の老朽化、深刻化する人材不足など水道事業は様々な課題に直面しています。こうした状況の中、国では水道事業の持続的な経営の確保と水道の基盤強化を図ることを目的として、平成30年12月に改正した水道法の規定に基づき策定した「水道の基盤を強化するための基本的な方針」において、「広域連携の推進」及び「官民連携の推進」を示し、国、都道府県、水道事業者など関係者の責務及び役割を明確化し、今後の水道事業の目指すべき方向性を示しました。

このうち「広域連携の推進」については、都道府県に対して、広域化の推進方針や具体的な取組内容を定めた「水道広域化推進プラン」を策定するよう求め、愛知県では令和5年3月に県内の水道事業者等の広域的な連携を推進し、基盤の強化を図るた

め「愛知県水道広域化推進プラン」を策定しました。このプランでは、将来の理想像として、県民がひとしく均衡のとれた負担で、同質のサービスが受けられる状況を掲げ、水道事業者の自主性を尊重しながら連携に取り組み、段階的に広域化を進めていくこととしております。

続きまして、イ、本市における水道広域化に関する議論の進捗状況についてであります。

現在、広域連携については、愛知県が主催する水道広域化研究会議において、できることからの連携として、県内を西尾張、東尾張、西三河、東三河の4つのブロックに分け、ブロックごとに地域の状況に応じた研究、検討を進めることになったところでは、これまで、小牧市をはじめとする15事業者で構成する西尾張ブロックにおいては、薬品や水道メーターの共同購入、水質検査業務の共同化などについて検討しましたが、効率化や費用削減効果が見込めないなどの理由で、実現には至りませんでした。

しかし、令和5年度には水質管理業務に係る計画における連携やマニュアル策定に関する情報を共有していくための水質業務連携協議会を新たに設置したところであり、会議では水質に関する対応や事例発表などを行い、情報を共有しております。

また、その他のブロックでは、矢作川流域を中心とした愛知県、岡崎市をはじめとする9事業者で構成する西三河ブロック及びみよし市を含めた西三河地域では、令和6年度に「矢作川流域上下水道広域連携協議会（仮称）準備会」を立ち上げ、県と市町等が連携した上下水道の一本化に向けた議論が開始されたところでもあります。

続きまして、ウ、国がウオーターPPPを進める理由は何かであります。

国は、上下水道事業固有の官民連携方式であるウオーターPPPを、職員不足、施設の老朽化、水道料金や下水道使用料の減少等、地方公共団体の抱える課題を解決し、上下水道の持続性を向上する一つ的手段としております。

また、ウオーターPPPを進めることにより、官民双方の負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、上下水道サービスが将来にわたり安定的に提供されることを目指しており、上下水道事業の経営基盤の強化のためにウオーターPPPを推進しております。

続きまして、エ、ウオーターPPPにおける契約期間についてであります。

国が示すガイドラインでは、ウオーターPPPは管理・更新一体マネジメント方式とコンセッション方式の2方式が示されております。管理・更新一体マネジメント方式の契約期間につきましては、企業の参画意欲、地方公共団体の取り組みやすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則

10年とされております。

また、コンセッション方式の契約期間につきましては、運営権を付与された運営権者が利用料金を収入とし、企画調整、維持管理、更新工事等の業務をすることから、個々の事業に合わせた適切な事業期間の設定が必要となることから、期間の制限なく自由に設定できることになっておりますが、現在までの事例では20年程度となっております。

続きまして、（3）上下水道の安全性の確保に関して、アとして、埼玉県八潮市において、下水管の破損と道路の陥没事故が発生した、本市との下水道規模の違いについてであります。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の原因と考えられております下水道管は、八潮市をはじめ11市4町の区域からの中川流域下水道が管理するものであります。流域下水道とは、2つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道であり、事業計画上の数値でお答えさせていただきますと、中川流域下水道は処理区域人口145万4,000人、1日当たり計画汚水量76万5,000立法メートル、管路の最大口径は4.75メートルであります。

本市の下水道は3市1町の区域からなる五条川左岸流域下水道により下水処理を行っております。その処理区域人口は18万8,970人、1日当たりの計画汚水量9万3,200立方メートル、管路の最大口径や2.8メートルであり、その施設規模や大きく異なるものとなっております。

続きまして、イ、現在の下水道の耐震化率の状況についてであります。

本市では、平成10年度以降の下水道の整備は、下水道施設の耐震対策指針に基づく設計及び施工により、耐震性能を有した整備を行っております。

また、それ以前に整備されました既設管路につきましては、耐震診断を行い耐震性の有無を確認することとなっておりますが、幹線及び緊急輸送道路下の管路などの重要路線以外の管路は改築時等に対策を考慮することとしていることから、重要路線について耐震診断を行っております。そのため、耐震性を確認しております重要路線について、令和6年3月末時点の数値でお答えさせていただきます。重要路線の延長は約77キロメートルで、耐震化率は73.8パーセントであります。

続きまして、ウ、上水道の耐震化率の状況についてであります。

本市の水道管の総延長は、令和6年3月末時点で約931キロメートルであり、その耐震化率は25.8%であります。

なお、本市では配水本管、送水管及び導水管ら基幹管路の耐震化を優先的に進めているところであり、令和6年3月末時点で基幹管路の延長は約87キロメートルで耐震

化率は52.9%であります。

続きまして、エ、災害時の重要なライフラインである水道水の安定的な確保のため、事前に対応している点は何かであります。

本市では、新たな水道管につきまして「水道施設耐震工法指針」に基づき、耐震性能を有するダクタイル鋳鉄管または配水用ポリエチレン管による水道管を用いて整備を進めております。

また、耐震性能がない既設の水道管につきまして、主に関連管路や配水池などの基幹施設に供給している管路などの配水本管を優先的に、耐震性能を有した新たな水道管への取替え工事を順次進めております。

さらに、本市の自己水の大部分を占めている横内浄水場の浄水を配水拠点となる本庄配水池へ送っている送水管の耐震化によるバイパス化を図る新たなルートの整備や、地震などにより一方から配水が途切れた場合においても、別のルートから水道水を供給できる仕組みとする主要幹線のループ化の整備を行うなど、水道管の安定的な確保のためハード整備に努めております。

一方で、大規模地震による水道管の破損に備え小牧市水道事業地震防災応急対策要綱を定め、断水などの被害が発生した場合には、水道給水対策本部を設置し応急給水に当たることとしております。

応急給水については、医療機関や避難所へ市が保有する給水車などにより計画的に応急給水を行い、加えてパークアリーナ小牧をはじめ市内5か所に設置している100トンの水をためた飲料水兼用耐震性貯水槽から直接給水を行い、給水車などの車両による応急給水を補うなど、応急給水体制についても整えているところであります。

続きまして、（4）水道水の有機フッ素化合物PFOS・PFOA検査について、アとして、本市に隣接する豊山町、北名古屋市などでも暫定目標値を超えるPFOS・PFOAが検出されているが、この状況についてどう考えているかであります。

本市は、国がPFOS及びPFOAに関して水質管理目標設定項目に定めた以降、令和3年度より給水栓及び浄水における検査を実施しており、今年度を含めていずれの検査場所においても、測定値が暫定目標値を下回っていることを確認しております。

また、PFOS及びPFOAの合算値が水質管理目標設定項目の暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを超えて検出される事例が全国的にあることも認識しておりますことから、今後も引き続き国の基準に基づき検査を行っていくとともに、他の水道事業者の状況などの把握にも努めてまいります。

続きまして、イ、令和8年4月より、PFOS・PFOAについては、「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に格上げされる予定である。今後、本市におい

ても原水の出口6か所それぞれについて検査を実施する考えはないかとお尋ねであります。

国においては、水道水におけるPFOS及びPFOAの水質基準等の見直しについて検討されており、令和6年12月に環境省水質基準逐次改正検討会において、水道水におけるPFOS及びPFOAの取扱いの改正方針等について報告書案が示され、今年2月には環境省の有識者会議において報告書案が了承されるなど、水質管理効果の動きが進んでおります。今後、報告書案は意見公募を経て正式決定する予定であると聞いております。

PFOS及びPFOAの取扱いについて、報告書案のとおり、水質基準項目となれば原水についても検査を実施していくことになるかと考えております。

1点、訂正をお願いいたします。(3)のエの部分の答弁におきまして、主要幹線のループ化の整備を行うなど、「水道水」の安定的な確保と言わなくてはいけないところを「水道管」と言ってしまったようでありますので、水道水に訂正をしていただきたいと思っております。謹んでお詫びを申し上げ、訂正をお願いいたします。

以上です。

### ○3番（猪飼健治）

質問項目1について、通してお答えをいただきました。

まず初めに、(1)のア、「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」の主な課題についてです。

人口減少とか物価の上昇、施設の老朽化など、状況変化が大きいと。そんな中で課題としては、書いてあるのは、収益的収支において、単年度純利益を目指すとか、2つ目として、料金回収率の100%以上を維持するとか、3つ目として、内部留保資金残高の確保として20億円以上を維持すると、このようなことが今の回答にはなかったんですが、書かれているところであります。

さらに、谷田貝議員の質問にもあったように、計画期間の10年間で平均1%以上の老朽管を更新しなければいけないというようなことも課題として書かれておりました。ですが一番大事なことは、利益確保ということはあるんですけども、市民生活を守ることを前提として、収益向上の課題にまず取り組む必要があると私は考えております。

次に、(1)のイ、「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」見直しの今後のスケジュールについてです。

パブリックコメントは何月とは言いませんでしたが、多分令和7年の12月頃予定ではないかと。そして、令和7年度中にこの経営戦略見直しを完了させるということ

あります。ぜひともこのパブコメの内容を含めて、改定の内容が広く市民に周知できるように努力をお願いしたいと思います。

次に、（１）のウ、県水の値上げ状況であります。

県水は、今お話があったように、昨年も10月に既に26円から28円に1立方メートル当たり2円上がったと。そして、来年4月には28円から32円、1立方メートル当たり4円引き上げるということであります。決まっているわけです。14%ぐらい水道料金が上がるということなので、今後は当然それを踏まえて収支計画を考えざるを得ないということになると思います。

次に、（１）のエ、水道事業の一般会計から繰入れ、一般会計から見れば繰出しの状況についてであります。現在は基準内の繰入れはなくて、2023年度では基準内の繰入れとして約1億5,500万円ほどの一般会計からの基準内繰入れがあったということであります。

そこで再質問をします。

水道の収支状況に関連して、水道事業の期末資金残高について再質問をいたします。期末資金残高、俗に言う内部留保の推移はどうなっているかお伺いいたします。お答えをよろしくお願ひいたします。

### ○上下水道部次長（三品克二）

令和3年度から令和5年度までの3か年でお答えいたします。

令和3年度末は54億900万円余、令和4年度末は48億6,600万円余、令和5年度末は38億7,600万円余であります。

### ○3番（猪飼健治）

お答えありがとうございました。

期末資金残高、俗に言う内部留保は、2021年には約54億円あったのが、2023年度末の決算では約38億円に目減りしているということでもありますね。結局、昨年度決算において収益的収支は黒字ではあっても、実際は内部留保を取り崩してきている状況であると思っております。

そして、この内部留保、期末資金残高でありますけれど、やはり災害時等の備えもあると。本来は20億円ほどは確保しておきたいということだと思います。やはり財政状況は厳しいわけであります。

では次に、（１）のオ、水道料金改定について、現段階でどのように考えているかという点に関してであります。

今は県水の値上げがあることはもちろん、人口減による使用水量や収入減がある、また水道管の更新や耐震化にも必要な支出は増えている、そういう状況ですから、お

話では今後の方向は検討するという事で、現在は水道料金値上げが前提というわけではないというように私は理解いたしました。しかし、今後、様々な要素と状況の変化を考慮して検討していくことになるという回答だったと思います。

ただ、内部留保も目減りしていて、さらに県水の値上げを含め財政努力は厳しい。現在の基準内繰出し、一般会計から見れば基準内繰出しのままで、そして水道料金の改定もないのでは早晚行き詰まるのではないかと、そういう状況になるのではないかと私は推測しております。もちろん、そう言うと、私は水道料金を値上げしろと言っているわけではございません、当然のことですが。

例えば、他の自治体では独立採算が基本ということなわけですがけれども、一般会計から災害対策として貯水槽をつくった費用とか、水道料金の福祉減免分の料金をいろんなそういう名目で、法定外の一般会計からの繰出しを実施しているところがほかの自治体ではあります。ですから、本市でもどのような名目ならそれが可能なのか、検討する必要があるのではないかと私は個人的には考えております。そうでないと、早晚、値上げにつながってしまうのではないかと考えております。

水道法では、水道は清廉、きれいである、豊富、誰もが十分使える、そして低廉、安く供給することで生活をよくする目的があると書いております。わざわざ安くと書いてあるんです。当然、えらそうに言うかもしれませんが、昔から水は当然、市民・国民・人間として生きるために必要な貴重な共同の財産、コモンの財産だと思っております。

当たり前のことですけれど、水は生活に不可欠なものであって、水を使って製造するような一部の事業者の方を除いては、一般の人は別に利益を上げるために水を使っているわけでは当然ありません。飲用、炊事、洗濯、トイレ、風呂、生活のために使っているわけであります。

また、貯水や給水システムの構築や維持や管理、それから浄水処理や水質検査で恩恵を受けるのは一部の人ではなくて全ての市民だと思っております。ですから、水道事業において市民の税金、一般会計予算を使う部分があるのはごく普通のことだと私は考えております。市民の生活を守る立場で一般会計からの法定外繰出しがどのような名目でなら可能なのか、ぜひ検討していただきたい、これは要望であります。ぜひ検討をお願いいたします。

次に、中項目（２）水道広域化とウォーターPPPについてです。

まずア、水道広域化についての国と県の方針についてです。

県の広域化プランでは、県内を名古屋も含めると5つのブロックに分けて検討・準備しているところであり、本市はそのうち西尾張ブロックに属するというところであり

ます。

(2) のイも併せてですが、広域化に関する議論の進捗状況についてです。

今は準備段階ですけど、広域化の検討体制を構築し始めている、全体としてはそういうところだと。例えば、西三河では今お話があったように、矢作川流域の広域の統合化の話が出ていると。西尾張のブロックでも医薬品等の共同購入等のそういうことが話題にはなってる、なかなかまとまらないというお話でした。

そして、広域統合については、西尾張ブロックでは具体的に話が進んでいるわけではないということでありましたけど、そして今後、広域化については各事業者の管理のシステムも違うわけで、どう統一していくのかとか、多くの問題が当然あると思います。また率直に言わせていただきますと、今、小牧市の水道料金は県内で下から数えるぐらいに安い料金であるわけですから、広域化したらむしろ水道料金は上がってしまうのではないかと、そういう懸念の声も聞かれます。まだ具体的な話ではないので、これからの話ではありますけれども、広域化の動向についても注視をしていく必要があると思っております。この点については、ぜひ情報の収集と提供をお願いしたいと思えます。

次に、(2) のウ、国がPPPを進める理由についてであります。

これは先ほどの話にはあまりなかったんですけど、私が聞いているところでは、下水道職員の不足など人の問題がやっぱり大きい。もちろん施設の老朽化の問題や維持管理費用の増とかいうものの問題、水道使用料の収入の減少などお金の問題もありますけど、一番大きいのは人の問題だと聞いております。

しかし、この技術者の不足については、現在、市でも委託もあるわけですけども、そもそも技術者そのものの人数が減っているということでありました。民間事業者ならば技術者を確保できるのかという根本的な問題があると思っております。官民連携を進めれば何でも解決できるというわけではないと考えております。

次に、あわせて(2) のエ、ウオーターPPPにおける契約期間についてであります。

これについてはウオーターPPP、先ほどお話があったレベル3.5というのが「管理・更新一体マネジメント方式」でありますけど、これが原則10年。ウオーターPPPレベル4「コンセッション方式」だと、今までの例だと20年程度、10年から20年の長期契約になっていると言われております。長い間お任せするという方式です。

長期間民間事業者に任せることと併せてですが、施工方法等の細かい仕様を提示しない性能発注というやり方、それにも問題があるのではないかと思います。要するに細かい施工方法や仕様は事業者にお任せする、官民連携というよりは、私はこれは民

間丸投げに近い方式なんではないかというように思っております。

例えばの話、ここからはちょっと将来の仮定の話も入ってしまいますけど、今は人力で水道管の検査や管理や修繕や更新をやっているところ、ある民間事業者がそういう管理、修繕、更新、検査等の新システムを構築して、ウオーターPPP性能受注方式で受注したとします、これは仮にですけど。もちろん、これは安くて安全で便利ならばよいわけですが、しかし実際としては、そうなると、それまでのシステムとも違うので、新しい設備やシステムの受注は適正なのか、また検査、管理、修繕、結果を示すデータが適正なのか、ちゃんと実施できているのか、よく分からないというか、チェックできないことになってしまわないかという、それは私の危惧で仮定の想像のお話でもありますけど。

水道事業では、やはり安全性が保障され、誰でも安価に使えることがまず大事だと思います。これが実施されると、だんだん市の事業としてのノウハウがなくなって、事業のチェックがしづらくなるのではないかと、そういうデメリットが私としては危惧されるところであります。ここまでは仮定の話であります。

では、現実ではどうかというと、フランスのパリでも一度民営化された水道事業でしたが、水道料金が倍になるといった高騰がありました。また、管理サービスの低下などがあり、公営事業へと戻されたところであります。そして、公共サービスの国際研究所の調査によれば、このような再公営化は2020年までに世界で315都市にも上るとされております。もちろんウオーターPPPイコール民営化というわけではありませんけれど、やはり今後、ウオーターPPPの実施についても、官民連携なら何でもよいということではなくて、注意深く見守る必要があると思っております。お話が長くなってすみません。

次の項目に行きます。次に、中項目（3）上下水道の安全性の確保に関する問題のア、埼玉県八潮市における陥没事故における本市との下水道規模・状況の違いについてです。

本市と比べると流域下水道であることは同じだけど、規模は大分違うということでした。一日の保水量も76万立方メートルと9万立方メートルと全然違うということがありました。管の直径も4.75メートルに対して、五条川流域は2.8メートル以下だということです。そして、また陥没事故の際、30立方メートル以上の水量で直径2メートル以上の管については調査依頼があったわけですが、本市が管理している下水管は対象外だったと思います。とはいえ、硫化水素はどの下水管でも発生するので、硫酸発生による腐食や破損の危険性はどこにでもないと。検査はしっかり行わなければいけません。

そこで関連して、やっとなのですが再質問します。本市において管理している下水管の点検状況について教えてください。お答えをお願いいたします。

### ○上下水道部長（笹尾拓也）

本市の下水道管路の点検状況につきましては、さきの牧政会の代表質問で、佐藤悟議員にお答えさせていただいたとおり、小牧市下水道ストックマネジメント計画に基づき定期的に点検・調査を実施しており、不良箇所が確認された場合は、速やかに修繕を行っております。これまでに下水道管路の破損による道路陥没などの事故の発生は確認されておられません。

以上です。

### ○3番（猪飼健治）

2度目の検査を実施中だと思います。腐食の危険が多いところも5年に1回以上、丁寧に毎年点検調査を実施している箇所もあるということでもあります。

また、今回のような緊急時の対応や点検の在り方を考えると、どうしても職員の専門性、それからノウハウの蓄積は大事であると思います。全国でいうと、この10年間で上下水道の職員というのは、ピーク時に比べて37%も減っているというデータがあります。ぜひ本市においても職員を確保する努力を続けていただいて、丁寧な検査を維持していただきたいと思います。安心した生活が送れるようお願いしたいと思います。

次に、（3）のイとウ、現在の上下水道の耐震化率についてであります。

下水道73%、上水道25%の耐震化率、幹線の耐震化率は52%ということでもあります。能登半島地震でも断水がひどかったのが、主要管は1か所でも破損したら被害は大きいと思うので、主要管の耐震化率は、ぜひ早急に100%にしていきたいと思えます。

次に、（3）のエ、災害時の水道水の安定的な確保のための対応であります。

今、耐震化の促進とループ管化と送水管のバイパス化ということだと思います。お話があったように、水道管をループ化すると、災害時でも別の排水管から水を送れるようになるので、被害を最小限に抑えることができるということだと思います。ぜひ災害に強い水道にしていきたいと思えます。

最後にですが、中項目（4）、PFOS・PFOAのア、どう考えているかということでもあります。

先ほど言ったように、北名古屋、豊山だけでなく、岩倉でも暫定目標値に近いPFOS・PFOAが検出されています。本市でも、もちろん暫定目標値を超えたわけではありませんけど、毎回30ナノグラム／リットルという結果が出たところもありま

した。汚染の原因は特定できないとしても、しっかり検査は当然らなければいけないということだと思います。

そして、(4)のイに関連してですが、50ナノグラムという暫定目標値が守るべき水道法上の水質基準に格上げされたということは非常に大きいことだと思いますので、もちろん早急に6か所全ての原水の出口で検査をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それに併せて、最後の再質問をさせていただきます。

今回、PFOS・PFOA検査での位置づけが変わったことで、実際、検査内容についてはどのように代わることになるのかお答えをお願いいたします。

### ○上下水道部長（笹尾拓也）

「水道管理目標設定項目」から「水質基準項目」になると内容についてはということだと思います。

水質管理目標設定項目については検査義務はありませんが、水質基準項目になりますと、水道水が満たすべき水質上の要件として、水道法並びに水質基準に関する省令により定められた検査義務及び遵守義務が生じてまいります。

PFOS及びPFOAの取扱いについて、報告書案のとおり、水質基準項目として見直されることになれば、暫定目標値の1リットル当たり50ナノグラムは基準値となり、給水栓において年に1回であった検査が3か月に1回の頻度で実施することとなり、新たに井戸1本ごとの原水についても年1回の検査を実施することになります。本市といたしましては、引き続き国の動向に注視するとともに、これまでどおり国の基準に基づいた水質検査を実施してまいります。

### ○3番（猪飼健治）

PFOS・PFOAの検査の暫定目標値50ナノグラム／リットルは基準値の扱いとなるということで、検査回数も1年1回から3か月に1回になるということですね。そして、また決定すれば原水で年1回は検査するということになる、要するに6か所の全てで検査しなければいけない、それだけ重い位置づけになるということですね。ぜひ私としては、早急に各個口での検査を実施していただきたいと思います。

最後に一言ですが、この有機フッ素化合物PFOS・PFOAについては、ただ単に水道水だけの問題ではないと、安江議員もお話をしたところがありますけれど、やはり河川等の水質汚濁や土壌汚染も含めた環境全般の保全の問題として捉える必要があると私は思っております。その意味では、今回は水道部の方のお話ではありましたが、市民生活部の環境対策としても位置づける必要があると思っております。この点では、検査は県が担当ということですが、県と連携して各種の検査なども

進めていっていただきたいと思います。

以上、ぜひ前向きに取り組むことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

（午後0時09分 休 憩）

（午後1時15分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

加藤晶子議員。

○19番（加藤晶子）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております項目2点について質問させていただきます。

項目1、安心して搾乳ができる環境づくりについて。

（1）安心して搾乳ができる施設の普及について。

現在、多くの方が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる「授乳室」、小牧では「赤ちゃんの駅」の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいません。入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る必要のあるお母さんは、一人で授乳室を利用して搾乳をしていた際に、「赤ちゃんが一緒にいないのに、一人で一体何をしているんだ。」と、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっております。赤ちゃんに授乳しない場合でも母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すると痛みが生じたり、乳腺炎などを発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要があります。しかし、職場に女性用の休憩室などがなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、例えばトイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。

世界保健機関（WHO）は、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、国際

労働機関（ILO）による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。国内では、神奈川県で既に取組が始まっております。

カメラでこちらを映していただけますでしょうか。

こちらは、神奈川県が作りしました搾乳できますとのシンボルマークです。社会全体で搾乳に対する知識・理解を深めるとともに、環境を整えていくことを目的として、県がリトルベビーと御家族を支援するNPO法人penaと連携をして、授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマークを作成しました。神奈川県知事も自ら横浜の商業施設に貼られたとお聞きしております。

また、我が党の佐々木さやか参議院議員は、本年1月16日の参議院予算委員会において、国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう求めており、中野洋昌国土交通大臣からは、ガイドラインの記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。

カメラを戻していただきたいと思えます。

女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

そこで質問ですが、公共施設をはじめ多くの施設において、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと思えますが、御所見をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

#### ○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目1、安心して搾乳ができる環境づくりについて、（1）安心して搾乳ができる施設の普及について、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと思うが、市の所見についてのお尋ねであります。

出産した女性の中には、赤ちゃんが入院している、出産後早期に復職したなどの様々な理由から、自分で母乳を搾る、いわゆる搾乳を必要とする場合があります。授乳室の整備が各施設で進んでいる一方で、事情により外出先で搾乳の必要がある方にとって、搾乳を目的として一人で授乳室を利用することにためらいがあったり、人目を気にして遠慮したりと、授乳室での搾乳の難しさが課題となっております。

愛知県では、授乳室を搾乳でも利用できる旨の周知・啓発を行っておりますことか

ら、本市におきましても、子育て中のお母さんがお子さんと一緒にないときも安心して搾乳できる環境をつくるために、授乳室で搾乳ができることを示す掲示物を作成いたしました。まずは、市役所をはじめ公共施設にある授乳室に搾乳ができる旨の表示を行っていきたいと考えております。

また、本市では乳幼児を育てる子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、多様な事業者などの協力の下、自由におむつ替えや授乳ができるスペースとして「あかちゃんの駅」の設置を進めております。授乳ができる公共施設以外のあかちゃんの駅においても、作成した掲示物を活用いただけるよう呼びかけし、社会全体で搾乳に対する知識や理解を広めていくことにより、安心して搾乳ができる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上になります。

#### ○19番（加藤晶子）

今、大変前向きな御答弁をいただきました。

また、小牧バージョンで作成していただいたということで、大変ありがとうございます。素早い対応に感謝申し上げます。

一つだけ再質をさせていただきたいと思えます。

外出をした際に、搾乳場所がどこにあるのか、スマホなどで見られれば利用がしやすくなると思えます。そこで、子育て応援アプリ「すくすくこまキッズ」に搾乳ができる授乳室施設を掲載していただけたらと思えますけれども、市のお考えをお尋ねいたします。

#### ○こども未来部長（川尻卓哉）

本市では、忙しい子育て中のお母さんやお父さんが手軽に利用できる子育て応援アプリ「すくすくこまキッズ」を導入し、予防接種のスケジュールリングや妊婦・乳幼児健診などの子育て情報の配信のほか、子育て関連施設や「赤ちゃんの駅」に関する情報も市ホームページにリンクし、検索いただけるようにしております。

今後は、ホームページに掲載している「赤ちゃんの駅」登録施設のサービス内容を「授乳」、「おむつ替え」に加え、「搾乳」が可能であるかどうかの確認ができるようにするなど、分かりやすく周知していきたいと考えております。

以上になります。

#### ○19番（加藤晶子）

ありがとうございます。

市のホームページと連動して発進され、周知もさらに分かりやすく工夫してくださるとのことでした。大変安心いたしました。

今後ですけれども、揭示が広がることで搾乳への理解が深まり、授乳期を安心して過ごせる子育て環境が充実していくことを期待しまして、質問項目1を終わらせていただきます。

続いて、質問項目2に入らせていただきます。女性の健康づくりに関する取組についてです。

女性の健康づくりの推進は、社会全体の活力向上において極めて重要な課題であると思います。また近年、女性特有の健康課題への関心も高まっており、適切な支援や環境整備が必要とされております。

政府は昨年10月1日、女性の健康に関する研究、また診療の司令塔機能を担う「女性の健康総合センター」を国立成育医療研究センター内に開設いたしました。女性の健康に特化した最先端の研究を実施し、得られた成果を民間企業や自治体、各機関とも共有し、女性の心身のケアや仕事と健康の両立支援など、女性のウェルビーイングを目指すとの方針が打ち出されております。

女性は、思春期、性成熟期、更年期、高齢期と生涯を通じて女性ホルモンが大きく変動し、より影響を受けやすいとされております。また、10代から始まる月経や妊娠・出産、若い世代から罹患率が高まる婦人科がんなど、女性特有の健康課題は様々です。各ステージでの健康は次のステージにもつながることから、女性の健康を包括的な視点で捉えることが必要と言われております。

こうしたことから、今回は女性の健康課題と支援について質問をさせていただきます。

#### (1) 女性の健康課題と取組について。

ア、本市では、女性の健康課題についてどのように認識されているのかお尋ねいたします。

イ、これまで女性の健康推進に関する施策を実施されてきたと思いますが、具体的な取組についてお尋ねいたします。

ウ、「女性の健康習慣」の取組についてです。

毎年3月1日から8日は「女性の健康習慣」とされ、女性の健康課題への理解促進や健康意識の向上を目的とした取組が全国で行われています。本市では、この「女性の健康習慣」の取組をどのように展開されているのかお尋ねいたします。

#### (2) 更年期やPMSに関する支援体制について。

更年期障害とは、40歳を過ぎた頃から見られるホルモンバランスの乱れが原因となる、のぼせや動悸、頭痛、鬱症状など、様々な心身の不調のことを指しますが、その症状は200から300種類もあると言われております。また、更年期による離職も46万人

に上るなど、女性の活躍を阻害する要因ともなっております。

PMS（月経前症候群）は、生理前に起こる心や体の不調のことです。いらいらや気分の落ち込み、腹痛、むくみ、頭痛などが代表的な症状ですが、これらも個人差があり、なかなか周りにも言えず、人知れず困難を抱える女性も数多く見えます。

本市では、ホームページ上で更年期や骨粗しょう症について取り上げ、講座も開催されています。力を入れてくださっていると思いますが、改めて現在の市の取組についてお尋ねいたします。

（３）市職員における制度や相談体制について。

本市においても、職員の健康管理や働きやすい環境づくりは重要な課題であり、特に女性職員が直面する健康上の問題にどのように対応しているのか、現状を把握し、よりよい施策を講じていくことが大切であると思います。

そこで２点、質問させていただきます。

ア、女性特有の健康課題に対する市における制度についてお尋ねします。

イ、相談体制はどのようになっているのかお尋ねいたします。

（４）経済産業省が推進するフェムテックの促進について

経済産業省によりますと、女性特有の健康課題による労働損失などの経済損失は、社会全体で年間約3.4兆円と試算されています。そのため健康課題を抱える方々に対して、より直接的な支援の提供の必要性が指摘されております。

近年、女性の健康課題における解消策の１つとして、「フェムテック」、「フェムケア」が注目されております。

「フェムテック」とは、2016年にデンマークの起業家、アイダ・ティン氏によって初めて用いられ、女性を意味するフィメールとテクノロジーからなる造語で、生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術で解決することを指しております。例えば、月経周期管理アプリでは、月経周期の把握により、自ら快適に過ごすための準備や対処が可能になってきます。また、オンラインによる健康相談や婦人科受診では、受診までの時間が節約できるほか、受診への心理的ハードルも下がるなど、女性の健康課題解消の一步となっていくと期待されております。

一方、「フェムケア」は、特定のテクノロジーによらず、様々な方法で女性特有の健康課題をケアする製品・サービスの総称として使われています。

経済産業省では、令和3年度から女性活躍推進施策の一つとして、フェムテックなどの活用により就業継続支援を行う実証事業に対して、事業者へ補助を実施、その事業の普及や全国展開を図るとしております。

そこで質問ですが、

ア、フェムテックに対する市の考え方についてお尋ねします。

イ、今後の取組についてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（小島倫明）**

質問項目2について答弁を求めます。

**○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）**

質問項目2、女性の健康づくりに関する取組について、（1）女性の健康課題と取組について、ア、女性の健康課題をどのように認識しているのかとのお尋ねであります。

女性の健康は女性ホルモンと深い関係があり、小児期、思春期、性成熟期、更年期、老年期というライフステージごとに起こりやすい病気などがあります。

女性の健康課題につきましては、昨今では、健康寿命の延伸等を掲げる国の第三次健康日本21計画でも新たに女性の健康が明記され、経済産業省が女性特有の健康課題による経済損失の試算を示すなど注目されている課題であり、本市としてもその重要性が増している課題と認識しております。

続きまして、イ、市の取組についてであります。女性の体は、女性のホルモンの働きによってライフステージごとに変化し、特有の症状や疾患があることから、ライフステージごとの特性等を意識した取組をしております。

その主な取組ですが、思春期・青年期等の方に対しては、令和5年第3回定例会で加藤晶子議員から御質問いただきましたプレコンセプションケア、これは妊娠前のケアを意味し、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組であります。このプレコンセプションケアの推進が重要と考えており、市ホームページやリーフレットなどでプレコンセプションケアについての周知を図るとともに、プレコンセプションケアのチェックシートを活用いただけるようにしております。

また、20歳の子宮頸がん検診においても、無料クーポンの送付に合わせてプレコンセプションケアのリーフレットを送付しております。40歳の乳がん検診無料クーポンと同時に送付するリーフレットには、乳がんの情報に加え、QRコードから更年期に関する情報も得られるようにするなど、それぞれの年代に必要な情報提供に努めているところです。

出前講座でも女性の健康づくりを支援しており、大人女子の更年期講座では、更年期による心身の不調の対応などについての情報提供をしております。こうした取組のほか、女性ホルモンは骨の形成に大きく関わっており、女性ホルモンが減少すると、

骨粗しょう症や骨折を引き起こします。このため、若いうちから御自身の骨の状態を知っていただけるように、骨粗しょう症検診や地区健康展等において骨密度測定を行い、個々の状態にあった指導などを行っているところです。

続きまして、ウ、「女性の健康習慣」の取組についてであります。厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日までを女性を健康習慣として定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。本市においても、女性の健康習慣に合わせた取組として、ポスター掲示やリーフレットの設置などしておりますが、本年度は主に2つの取組を実施いたしました。

1つ目は、御自身の骨密度を知り生活に生かしていただきたいことから、青年期・壮年期の女性の方を主な対象として、超音波乳がん検診や子育て世代包括支援センターが開催するタッチケア講座などの行事に合わせて骨密度測定を開催しました。

2つ目は、40代から50代の更年期を迎える女性を対象とした女性の健康に関する講座を開催しました。この講座では、更年期に起こる動悸や発汗、イライラ感や鬱などの症状についての説明やこれに対する対処法など、更年期に関する正しい知識の普及啓発を行ったところです。また、骨密度測定も実施し、御自身の骨量の状態を把握いただいたところでもあります。

続きまして、(2)更年期やPMS（月経前症候群）に関する支援体制について、現在の市の取組についてのお尋ねであります。

閉経の前後約5年、計10年ほどの期間を更年期といい、一般的には45歳から55歳頃に女性ホルモン分泌量の乱れにより、のぼせや鬱症状など様々な心身の変化が出てくると言われています。PMS（月経前症候群）は、生理前に起こる心身の不調で、いらいら感や気分の落ち込みなどがあると言われてしています。

本市では、さきに申しあげました出前講座を実施しており、令和5年度実績になりますが、更年期に関する講座、大人女子の更年期講座を年5回実施し、113人に参加いただき、「やってみよう！骨盤底筋エクササイズ」を年7回実施し、143人に参加いただいております。

また、令和2年度から令和4年度には、市民活動団体と協働した講座の開催や更年期に関する動画「小牧市健康チャンネル～女性の健康編～」を作成しており、市の公式ユーチューブで配信しています。この動画では、更年期の対策として体調を整えるケアと正しい知識を持つことが必要であることなどをお伝えしています。

そのほかにも更年期以降は骨粗しょう症に陥りやすいことから、集団健診による骨粗しょう症検診や地区健康展等でも骨密度測定を実施しているところです。PMSについても、各取組の中で啓発などを行っているところではありますが、各世代に対して

さらなる正しい知識の普及啓発が必要であると考えております。

#### ○市長公室次長（駒瀬勝利）

続きまして、（３）市職員における制度や相談体制について、ア、女性特有の健康課題に対する市の制度についてのお尋ねであります。

妊娠・出産に伴う休暇、休業制度のほか、生理休暇、不妊治療のための休暇である「出生サポート休暇」を整備しております。

なお、出生サポート休暇は、医療機関への通院や医療機関が実施する説明会への参加などのために、一年度当たり５日の範囲内で取得することが可能で、体外受精や顕微授精を行う場合は、さらに５日加えた１０日取得することができる制度となっております。

続きまして、イ、相談体制についてであります。産業医による健康相談や産業医の資格を有する女性医師が「こころの健康相談」を実施し、面談やカウンセリング相談を行っております。これらの相談窓口では、健康全般に関する相談をすることが可能となっているところであります。

なお、女性はホルモンの急激な変化などにより、女性特有の健康問題が生じることもあり、必要に応じ専門的な医療機関への受診につながるよう、産業医や産業医の資格を有する女性医師に適切なアドバイスをいただいているところであります。

私からは以上でございます。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

続きまして、（４）経済産業省が推進するフェムテックの促進について、ア、フェムテックに対する市の考え方についてのお尋ねであります。

フェムテックとは、フィメールとテクノロジーから成る造語で、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品やサービスによりサポートするものです。

経済産業省は、女性の健康課題をプライベートなこととして、個人の我慢に委ねるのではなく、女性が生き生きと能力を最大限発揮できるようフェムテックを推進しており、令和３年度から女性活躍推進施策の一つとして、フェムテック等の活用により就業継続支援を行う実証事業に対する補助を実施しております。

その事業例を見ますと、「女性の健康に関する理解促進のための研修」、「女性の健康やライフイベントに伴う悩みや不安に関する相談」、「整理、不妊、妊娠・出産、更年期等と仕事の両立支援のためのフェムテック等製品・サービス」などがありますので、フェムテックの活用は女性特有の健康課題に対して有効な手法であると考えております。

続きまして、イ、今後の取組についてであります。本市では、女性に限らず多様な人材が心身ともに健康に働けるよう、働く世代の健康づくりを支援するため、企業の健康経営の支援を推進しているところです。

本年度は、健康経営に取り組んでいる企業の顕彰制度を創設し、本年2月4日には表彰式と参加企業による交流会を開催いたしました。交流会では、積極的な意見交換が行われ、その中には「生理休暇や有給休暇が取得しやすい」、「更年期セミナーの開催」、「乳がん・子宮がん検診の補助」など、女性の健康課題に対する取組も報告されており、企業の関心も高いと感じたところです。

こうした機会などを捉えまして、本市からもフェムテックに関する情報提供を行うなどして、企業の健康経営の支援を進めてまいりたいと考えております。フェムテックの活用は、女性特有の健康課題に対して有効な手法であると考えておりますので、今後、フェムテックの活用について調査研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○19番（加藤晶子）

ただいま、るる御答弁をいただきました。

まず、（1）でありますけれども、女性の健康課題に対する取組というのは、いろいろな場面で本当に私も、ホームページももちろんなんですけど、いろいろな事業を見てもいろんなことをやってくださっているなという実感を持っておりました。力を入れてくださっているというように思います。

イの御答弁にありましたプレコンセプションケアについても、本当にしっかりと推進をしていただきうれしく思っているところです。ありがとうございます。一人でも多くの方が健康でより豊かな人生につながってくれたらという、そんな思いを強くしております。

この（1）として再質させていただきたいことが1つあります。

厚生労働省では、女性が安心して働き続けられる環境をつくろうと、職場で行われる健康診断についての見直しが検討され、今年1月17日、報告書としてまとめられました。それによりますと、企業が従業員向けに実施している健康診断の質問項目に女性特有の健康課題で困っていることがないか、尋ねる項目を追加する、その方針が盛り込まれました。

本市においても、健康診断の際に女性の健康課題に関する質問を追加するお考えはないか、お尋ねいたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

企業が労働安全衛生法に基づき実施している定期健康診断について、厚生労働省が

女性の健康課題に関する質問を問診票に追加するとした報告書を取りまとめたことは認識しているところでございます。

市が実施する特定健康診査の問診票の項目に、女性の健康課題に関する質問を追加することなどについては、現時点では把握しておりませんので、今後の国に動向等を注視し対応してまいりたいと考えております。

なお、企業が実施する定期健康診断において、厚生労働省が女性の健康課題に関する質問を問診票に追加する方針を示したことについては、市としても周知を図っていく必要があると考えております。

以上であります。

### ○19番（加藤晶子）

特定検診は国の動向を見てということでした。

企業のほうに周知を図ってくださるということで、大変ありがたいなと思っております。

今回の報告書の中で、健康課題がある人には検診を担当する医師から専門医への受診を勧めたり、また情報提供するとされており、これは本人の気づきを促すとともに、健康課題に対する配慮について職場で申出を行いやすくするという、そういう狙いがあると伺いました。この点も併せて周知をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（2）の更年期、またPMSに関する支援体制なんですけれども、特に更年期について具体的な取組が非常に進んでおります。私も実は先ほど御紹介のあった更年期講座と骨盤底筋エクササイズというのも受けさせていただいて、物すごくためになりました。より多くの方に参加していただきたいなとすごく思いました。できればPMSについては、もう少し何らかの発信をお願いしたいと思っておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

（2）の中で再質をさせていただきたいんですけれども、更年期やPMSなどで辛い思いをしてもなかなか医療機関に直接行くというのを、受診をためらう方が多いと思っております。しかしながら、そのままにしているのは、例えば病気が潜んでいる場合もありますし、何よりもつらさをこらえるしかないという、こういう現状がございます。こうしたときに、気軽に相談できる場所があると、適切な支援へとつなげていくことができると思っております。

そこで、市の相談体制ですけれども、市民の皆様が相談しやすい環境になっているのかお尋ねいたします。

### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

女性の健康課題につきましては、悩みや痛み、辛さなどは個人差がありますので、保健センターの健康相談や電話相談で、個々の状態を丁寧にお聞きし、セルフケアについてお伝えする、あるいは適切な支援につなぐなどしております。

以上であります。

#### ○19番（加藤晶子）

ありがとうございます。保健センターが窓口になって相談を受けていただいているということで今御答弁いただきました。

今、専門の婦人科の先生方というのは、我慢しないで婦人科に受診してというように言われることが多いんです。テレビでもよくそういうようなことが伝わってきます。

一つには、今、PMSや更年期障害というの治療法があるということなんです。例えば、PMSなんかは低用量のピルや漢方薬、更年期障害も漢方薬ともう一つはホルモン補充療法、HRTというそうですけれども、こうした治療法がございます。専門医にかかると、その症状に合わせて処方をしてもらえるとのことでした。

ちなみにメノポハンドとって、更年期以降において手の指の痛みや変形というのも、時を逃さずにとということが条件だったんですけど、HRTを行うと改善されるケースが多いというのも最近分かってきたということも伺いました。相談がきっかけで、その方に合う治療法につながることを期待されると思いますので、ぜひ今後も丁寧な対応をお願いしたいと思います。

もう一点なんですけれども、更年期に関連して再質させていただきます。

更年期症状を感じている方というのは、女性の場合、40歳以上で実は9割以上と言われております。男性も意外と実は多くて、40歳以上で3割、50歳以上で4割以上、症状があるかなという人も含めてですけど感じているそうです。

実は更年期症状を数値化して客観的に捉えるチェック票があります。男性はAMS（男性更年期指数）、女性はSMI（簡略更年期指数）と言いますけれども、厚労省も医療機関を受診する際の目安になるとしておりますけれども、このチェック票をホームページでアクセスできるようにしている自治体が徐々に増えてきました。埼玉県とか鳥取県とか、各市町でもこういう取組をしているところが増えてきました。

また、検診のお知らせの用紙にQRコードを貼り付けるというのも一つの手だてではないかなと私個人的に思ったんですけども、質問ですけども、このAMS、SMIの更年期指数のチェック票を活用してはどうかと思いますけれども、市のお考えをお尋ねいたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

更年期症状の自己チェック票の活用についてのお尋ねであります。

自己チェック票については、更年期の症状をチェックし、生活改善に生かしたり、医療機関受診の目安とすることができるなど、更年期のケアに有効であると考えております。

この自己チェック票については、既に活用している自治体があることや、市内においても自己チェック票を活用した取組をしている市民活動団体があることも認識しているところであります。このため本市においても、厚生労働省などが示す自己チェック票を参考に、自己チェック票の内容を検討した上で、市ホームページに掲載するとともに、がん検診や骨粗しょう症検診などの通知にQRコードをつけるなど、市民の方が自己チェック票を活用できる方法等について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○19番（加藤晶子）

御検討いただけるということで、前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、（3）市職員における制度と、また相談体制について伺いました。

制度として、今は生理休暇に加えて不妊治療のための休暇も取得できる体制になっているというように今回はっきり分かりまして、すごい時代が来たなという感じでした。たんですけども、また相談体制も整備されているとのことでした。

1点、再質をさせていただきますけれども、この制度や相談体制が整備されていることを女性職員の方々にどのように周知を図っているのかをお尋ねいたします。

#### ○市長公室長（笹原浩史）

周知につきましては、特に女性に限ったものではありませんが、職員が使用するパソコンに定期的に掲示する方法で行っております。

今後につきましては、これに加えまして女性職員の健康に関する情報等を更衣室や休憩室に掲示し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○19番（加藤晶子）

ありがとうございます。

パソコンに定期的に掲示されていることに加えて、今後は更衣室や休憩室に掲示していただけるということで御配慮してくださったと思います。ありがとうございます。

ちょっと気がついたんですけども、実は女子トイレに女性相談のこんなメモが置いてあるんですけども、すごくあれはいいアイデアだなと実は思ったんです。女子トイレだと女子職員の方々に一番よく目につくというか、例えばそういうところに掲示

するなり、メモで置くなり、こういうのも一つの手だてかなと思います。また御検討いただければと思います。

これからは、もっとこの出生サポート休暇を気兼ねなく取れるような職場の雰囲気・環境づくりが何よりも大切だと思いますので、ぜひ理解ある職場づくりの取組をお願いいたします。

(4)でありますけれども、フェムテックの促進についてなんですけれども、このフェムテックは新しい取組ですので、要望を述べさせていただきたいと思います。提案型で要望させていただきます。

まず、実は昨年12月議会で諸岡議員から提案のありましたユースクリニックなんですけれども、私もぜひこれは進めていきたい事業の一つと捉えております。ただ、今まだ認知度の低さであったり、財政的な課題であったり、また専門スタッフの育成など様々まだ課題があるのも分かっております。

そこで提案なんですけれども、産業フェスタでもいいかなと思ったんですけど、健康展のようなイベントの一角に若者のまちかど保健室のようなイメージでブースをつくり、このフェムテック製品の紹介をするというのはどうでしょうか。こうすると、実はPMSの取組にもつながってくるというように思うんです。

また、それをきっかけに必要な方は相談につなげていながら、できれば将来、このユースクリニックの開催につながってもらえるといいなと思っております。一つの提案というか、これは要望です。

いずれにしましても、フェムテックの活用も考えていただきながら、女性の健康課題をサポートする環境整備を進めていただきますようお願いを申し上げます。全ての質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（小島倫明）

次に、佐藤早苗議員。

#### ○9番（佐藤早苗）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目1件について質問させていただきます。

がん対策についてです。

令和5年3月に閣議決定された第4期がん対策推進基本計画には、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、すべての国民とがんの克服を目指す。」との目標が掲げられています。そのうちの「がん予防」と「がんの共生」について、一人でもがんにならないように、がんの死亡率減少の意味からも取組を推進していきたいと思います。

女性特有のがんとして子宮頸がんがあります。日本では2000年以降増加の一途をた

どりで、毎年約1万人の女性が子宮頸がんにかかり、そのうち約3,000の方がお亡くなりになっています。

厚労省によりますと、ほとんど全ての子宮頸がん症例がヒトパピローマウイルス（HPV）感染症に起因しているそうです。このウイルスは、ありふれたウイルスで、性交渉の経験のある女性なら誰でも感染する可能性があります。感染した人が必ず子宮頸がんになるわけではないとも言われています。しかし、20代後半から増加し始め、特に30代から50代で多くなります。女性にとってこの病気が深刻な病気だと言えるのは、がんにもっとも近い前がん病変を含めると約38%が20代、30代となっており、発症のピークが女性の妊娠・出産年齢と重なることです。

日本産婦人科学会の青木大輔理事長によりますと、現在のがん診療のガイドラインでは、子宮頸がんを診断された場合、ステージ1の中でもごく早期のがんを除いては、多くは子宮を全摘出する手術が必要とされていますと言われています。このような子宮頸がんの罹患を予防し、これからという若い世代の将来を守るためには、HPVワクチンの接種や子宮頸がんの検診を受けること、そして教育が大切であると考えます。

子宮頸がんHPVワクチン接種が定期接種に加え、キャッチアップ接種が令和4年4月1日から始まりました。令和5年12月の一般質問でも周知啓発をお願いしてまいりました。

そこで質問です。

(1) 子宮頸がんHPVワクチン接種について、子宮頸がんHPVワクチン接種の推移について伺います。

(2) 子宮頸がん検診と大腸がん検診の受診率向上策について。

HPVワクチンを接種していても、HPVへの感染を完全に防ぐことはできません。HPVに感染してから子宮頸がんになるまでの期間は、数年から数十年と考えられており、二十歳を過ぎたら2年に一度の検診をすることが大切です。

しかし、いざ検診に行こうとする方が少ないのも確かです。厚労省の検診に行かない理由としましては、1位が「受ける時間がないから」、2位が「健康状態に自信があり必要性を感じないから」、3位が「必要なときはいつでも医療機関を受診できるから」と続きます。

先日の本会議で、小川議員にも答弁がありましたように、本市におきましては受診率向上のために様々な取組をしていただいておりますが、さらなる受診率向上策について質問させていただきたいと思っております。

子宮頸がん検診について、現在、本市においては2年に一度の検査の方法としては、細胞診を実施されています。これまで会派でも推進してきましたが、国では令和5年

に指針改正が行われ、各自治体において令和6年4月1日より推奨グレードAのHPV検査単独法の導入が可能となりました。発がんの引き金となるHPV感染の有無を調べる検査です。細胞診と比較してHPV検査単独法では、1万人当たり浸潤がん罹患患者数は二、三人減少するとのエビデンスが示されています。何よりHPV検査単独法の一番のメリットは、検診で陰性となった場合、受診間隔が5年となるため、検診を受ける時間がない方に対して受診行動の負担が軽減され、受診率向上へつながると思います。

ア、子宮頸がん検診の受診率について伺います。

イ、子宮頸がん検診の細胞診とHPV検査単独法の違いについて伺います。

ウ、HPV検査単独法について導入する考えはないか伺います。

続きまして、大腸がん検診についてです。

3月は国際的な大腸がん啓発月間です。日本では、大腸がん罹患する方は、この30年で約6倍に増え、2023年部位別がん死亡数は、男性2位、女性1位となっていることから健康課題となっています。医学・医療技術の進歩により、大腸がんは早期発見・早期治療で5年生存率は90%以上に達すると言われていています。大腸がんの早期発見・早期治療のためには、やはりがん検診を定期的に受信することが有効です。

しかし、早期の段階では自覚症状がほとんど現れないため、大腸がん検診受診年齢である40歳になっても、自身の健康を疑わず大腸がん検診を受診しない人は2019年国民生活基礎調査より約5割に上ります。

国立がん研究センターの多目的コホート研究によりますと、大腸がん検診受診ありの人では、大腸がんの死亡率も低下しますが、がん全体や死亡全体で見た場合の死亡率も低下していたとのことです。それは、大腸がん検診を受診する人は、そうでない人より健康意識も高く、より健康的な生活習慣を持つ人が多いため、そのような影響で大腸がんのみならず、死亡率全体が低下したものと推測されるとありました。

本市におきましては、30歳以上を対象に便潜血検査2日法が実施されています。検診の申込みをすると、自宅に採便容器が送られてきます。それに自宅で検体を2日分採取し、検診日に持参し提出します。それとは少し違う検査方法として、大腸がん検診（郵送法）というのがあります。その仕組みは、採便容器に検体を2日分採取するところまでは同じですが、その検体を郵送で送り返します。結果通知も郵便で届きます。よって検診機関・会場に出向くことなく、自宅に居ながらにして大腸がん検診（便潜血検査）を受診することができるというものです。

先進的に実施されている熊本市に伺ったところ、年々受信者は増加しているそうで、その理由は気軽だということでした。検査日に便秘や生理で検査が受けられない場合

や検診を受ける時間がない方にも、御自身の都合に合わせてできるので、受診率向上につながると思います。そして、より多くの方が気軽に検診を受ける機会が増えることで、御自身の健康を見つめ直してもらおうきっかけとなり、健康意識を高めてもらうことにつながるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

エ、大腸がん検診の受診率について伺います。

オ、大腸がん検診（郵送法）を導入する考えはないか伺います。

（3）がん患者のアピアランスケアについてです。

厚労省は、第4期がん対策推進基本計画「がんと共生」にアピアランスケアを独立した項目として記載しました。アピアランスケアとは、がん治療などに伴う外見の変化によって起こる様々な苦痛を和らげるケアのことです。口腔がんをはじめとする頭頸部がんで苦しむ人たちの社会復帰や生活の質を向上させるために、重要な役割を果たします。

積極的ながん治療は、患者さんの体へ侵襲性も大きく、脱毛や瘢痕（傷跡）など様々な外見の変化をもたらします。外見は社会と人間との設定であり、とりわけ外見への意識が高まっている現代社会においては、治療による外見の変化は想像以上に心理社会的なストレスとなります。がん患者さんにとっては、外見の変化が「病気の象徴」としての意味を有しています。

そして、そのことが自尊意識の低下をもたらしたり、以前のような他者との対等な関係でいられなくなるといった不安を生じさせます。例えば、「仕事が不利になるのでは」とか、「全身の毛を失うことでパートナーとの関係は」、「子どもはどう思うだろうか」などです。外見が変化しても生活の質を保ち、安心して暮らせるようにがん患者さんと社会を結ぶことが大切だと思います。

がん治療の副作用で、眼球や頬、鼻、耳などを欠損した際、医療用具として対象に取り付ける人工物のことをエピテーゼといいます。広い意味では、ウィッグや乳房補整具もエピテーゼに入りますが、日本では顔面エピテーゼを狭義としてエピテーゼと呼んでいます。市では、既に医療用補整具購入費助成金交付事業に取り組んでいただいております。その内容は、ウィッグ、乳房補整具に助成していただいております。

実際に市の助成金を使ってウィッグを購入した方から直接お話を伺う機会があり、「がんの治療自体、非常にお金がかかるのですごくありがたかった。社会に出るための背中を押してもらった。」と感謝と喜びの声がありましたのでお伝えさせていただきます。さらなる充実とがんと共生の観点で、がん患者さんへの支援としてエピテーゼを加えるお考えはないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

**○議長（小島倫明）**

質問項目1について答弁を求めます。

**○健康生きがい支え合い推進部次長（小川真治）**

質問項目1、がん対策について、（1）子宮頸がんHPVワクチン接種について、子宮頸がんHPVワクチン接種の推移についてであります。

HPVワクチン定期接種の延べ接種者数は、令和4年度は562人、令和5年度は682人、今年度は12月までの人数になりますが782人であり、キャッチアップ接種の延べ接種者数は、令和4年度1,052人、令和5年度1,535人、今年度は同じく12月までの人数になりますが2,620人で、令和4年度に積極的勧奨の再開がされて以降、定期接種、キャッチアップ接種とも毎年接種者数は増加しております。

特にキャッチアップ接種については、個別通知や市ホームページ、市内高等学校でのポスター掲示、デジタルサイネージへの掲載などの方法で、接種を希望される方の接種機会を奪うことのないよう周知啓発に努めてきた結果、本年4月の接種者数と9月の接種者数を比較すると、9月の接種者は4月の4倍以上となっております。

次に、（2）子宮頸がん検診と大腸がん検診の受診率向上策について、ア、子宮頸がん検診の受診率についてであります。

県に提出しておりますがん検診結果報告の統計資料から、過去3年の受診率について申し上げます。令和3年度は3.8%、令和4年度は5.3%、令和5年度は5.4%です。

なお、受診率については、企業検診等で受診をした人数は含まず、市が実施する子宮頸がん検診を受診した方を市の20歳以上の女性の人口で除した数字であります。

私からは以上であります。

**○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）**

続きまして、イ、子宮頸がん検診の細胞診とHPV検査単独法の違いについてありますが、子宮頸がん検診については、国が現在実施している細胞診単独法（以下細胞診と申し上げます）のほかに、HPV検査単独法（以下HPV検査と申し上げます）を示し、市区町村は受信状況の把握を含めた検査の精度管理体制が整備されていれば、令和6年4月1日からHPV検査に切り替えることが可能となりました。

2つの検査の違いにつきましては、細胞診は細胞を採取し、異常な細胞の有無を調べますが、HPV検査は、HPVに感染しているかどうかを調べ、がんにかかるリスクの高い人を発見することを目的とした検査となります。

検査の対象年齢は、細胞診は20歳以上の方が対象であり、HPV検査は30歳から60歳が対象となります。検診間隔は、細胞診は2年に1回、HPV検査は検査結果が陰

性であれば5年に1回となります。

HPV検査では、8割から9割の方が陰性であることが見込まれており、陰性であれば5年に1回と検診の頻度が減ることから、受診の負担が軽減されることで受診率の向上が期待でき、自治体のコスト削減にもつながると言われております。

続きまして、ウ、HPV検査単独法について導入する考えはないかについてですが、HPV検査への切替えは令和6年4月1日から可能とされておりますが、切り替えるためには、国が示すマニュアルを活用し、国が定める指針に沿って実施すること、導入時に必要なものが導入に向けた研修等を受講していること、受信者情報のデータベースを保有し、検診状況を長期に追跡することが可能であること、地域の医師会や検診医療機関に理解と協力が得られることなど、一定要件を満たす必要があります。

また、HPV検査は30歳から60歳が対象年齢であり、20歳から29歳は引き続き細胞診を行うこととなるため、HPV検査を導入した場合、市は2つの検査を行うこととなります。精検機関等も、現在はまだ少ない状況であると認識しており、疑陽性率が上昇する可能性や検診間隔が5年になると、子宮頸がん以外の疾患の発見を見逃す可能性が懸念されるなどの声もお聞きしておりますので、現在、市医師会にも相談等を行っている状況です。このため、しばらくは先行自治体の取組等を参考にしながら、導入についての検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ○健康生きがい支え合い推進部次長（小川真治）

大腸がん検診の受診率についてであります。

県に提出しているがん検診結果報告の統計から過去3年の受診率について申し上げます。

令和3年度は12.3%、令和4年度は11.8%、令和5年度は11.4%です。なお、この受診率も子宮頸がんの受診率と同じ算出方法であります。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

続きまして、オ、大腸がん検診（郵送法）を導入する考えはないかについてですが、2023年の部位別がん死亡数の死因順位別では、大腸がんは男性は肺がんに次いで2位、女性は1位です。大腸がんは、早期に発見すれば生存率が高くなるがんであるため、年に1回、がん検診を受診していただくことが重要であると考えております。

本市の大腸がん検診は、国が科学的根拠に基づき定めた「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて実施しており、通常2日分の便を自宅で採取して、これを保健センターや医療機関に提出いただく方法で実施しております。

議員から御提案の郵送による検診を導入している自治体や健保組合があることは承知しているところですが、一方で、国の指針では「検体郵送は温度管理が困難であり、検査の精度が下がることから原則として行わない。」とされており、検査の精度などの観点から、本市においては、現時点では郵送による検診は考えておりません。

続きまして、(3) がん患者のアピアランスケアについて、がん患者医療用補整具購入費助成金にエピテーゼを加える考えはないかについてであります。エピテーゼとは、がんや外傷などが原因で欠損した目や鼻、爪や指などの体の一部を人体そっくりに再現して、身体の一部を失った人の見た目を補うことで、外見だけでなくその心もケアする医療用具です。

令和4年度から開始した小牧市がん患者医療用補整具購入費助成金は、がん患者の方の社会参加等を支援するため、県の補助要綱に基づいて実施をしております。したがって、県の補助要綱にエピテーゼが対象として追加されれば、基本的には本市も追加していく考えであります。

以上であります。

#### ○9番（佐藤早苗）

御答弁ありがとうございました。

順次、再質問させていただきたいと思っております。

(1) 子宮頸がんHPVワクチンについては、マスコミでも取り上げられたりしておりますが、市でも個別通知や市内高等学校でのポスター掲示など、様々な手段で周知啓発に努めてくださり感謝申し上げます。本年の4月と9月を比べても4倍以上の人数となっているとのことですのでうれしく思います。

そこで再質問ですが、HPVワクチン接種（キャッチアップ接種）の今後の対応について伺います。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

キャッチアップ接種につきましては、令和7年3月末で終了予定でありましたが、昨年の夏以降、大幅に需要が増え、接種を希望しても受けられない方がおられたことなどから、本年度末までに1回以上接種をされた方については、公費で接種できる期間を令和8年3月末まで延長する旨の通知が厚生労働省から発出されております。このため、今後はキャッチアップ接種の期間延長の対象者となる方を確認し、改めて個別に案内等を送付してまいります。

以上であります。

#### ○9番（佐藤早苗）

御答弁ありがとうございました。

本年度末までに1回以上接種された方については、公費で接種できる期間を令和8年3月末まで延長できるとのことでした。一人でも多くの方が接種をされ、子宮頸がんから守られることを祈っております。

また、HPVワクチンの定期接種は、小学校6年生から接種が可能です。発症の原因を説明するときに、性交渉という言葉を用いることになるので、年頃の子どもと親が正しい知識がない状態でワクチンを打つべきかどうか、しっかり話し合うことは難しいと思います。やはり教育現場や医療機関、自治体などが連携して、がんに対する正しい知識や当事者への理解を深めてもらう教育が大切だと思います。

第4期がん教育推進基本計画にも、がんに関する教育の推進が明記されています。がん教育の重要性を感じますので、がん教育のさらなる充実を要望させていただきたいと思います。

(2)、アの再質問です。

国では2年に1回の検診を推奨しています。他自治体では、子宮頸がん検診や乳がん検診の受診を逃すと、受診間隔が空くということを聞きます。本市は、その点に対応していただいていると思いますが、確認のため該当する年に受診できなかった方への対応について伺います。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

子宮頸がん、乳がん（マンモグラフィ）の検診については、対象者を和暦生まれの年で奇数年生まれ、偶数年生まれに分けて2年に1回、検診の機会を提供しております。

議員御質問のとおり、本市では、対象年度に受診ができなかった場合には、翌年度に受診することを可能としており、受診間隔にできるだけ空白期間が生じないように受診機会の提供に努めております。

以上であります。

#### ○9番（佐藤早苗）

御答弁ありがとうございます。

本市では、独自に逃してしまった方への対応がより丁寧に実施されており、細胞診では一度逃してしまうと4年間空いてしまうことになるので、非常に安心できる体制が整っていることをうれしく思います。

(2)のウ、HPV検査単独法は、「診率の向上が期待できる」ということでしたので、引き続き導入についての御検討をよろしくお願いいたします。

(2)のオ、大腸がん検診（郵送法）は、温度管理が困難であるため現時点では考えてないとのことでしたが、他自治体では冬季限定で実施しているところもあ

ります。一人でも多くの方が受診できる機会を設けていただければと思います。

(3) エピテーゼに関してですが、厚生労働省によりますと、がん患者の3人の1人は20代から60代で罹患し、仕事を持ちながら通院していらっしゃる方が多くいらっしゃるということです。今後、安心して療養生活を送っていただくため、エピテーゼを補助対象に加えていただきたく要望いたします。

顔の一部を欠損してしまうがんとして口腔がんがあります。芸能人が口腔がんを公表して、その治療過程が報じられることで注目が集まりました。口の中を自分の目で見てチェックが可能ですが、思い込みや勘違いによって見逃される可能性が高いのも事実です。希少がんではありますが、本市では令和4年から口腔がん検診を実施されています。

ここで再質問です。口腔がん検診の実績について伺います。

#### ○健康生きがい支え合い推進部次長（小川真治）

口腔がん検診の実績ですが、令和4年度は年2回開催し、受診者数は53人、検診結果内訳として、「異常なし」が48人、「要精密検査」が5人でした。精密検査実施後の結果についてですが、「異常なし」が4人、受診につながらなかった方が1人になります。

令和5年度は年3回開催し、受診者数は101人、検診結果内訳は「異常なし」が91人、「要精密検査」が10人でした。精密検査実施後の結果についてですが、「異常なし」が6人、「異常あり」が3人、受診につながらなかった方が1人になります。

令和6年度は年4回開催し、受診者数は144人、検診結果内訳は「異常なし」が134人、「要精密検査」が10人でした。精密検査実施後の結果についてですが、「異常なし」が5人、「異常あり」が4人、受診につながらなかった方が1人になります。

以上であります。

#### ○9番（佐藤早苗）

御答弁ありがとうございます。

実際に要精密検査につながったということです。毎年定員を増やしていただきながら実施していただいておりますが、本年度は定員140人のところ、受診者が144人見えたということです。市民の皆様の関心が高いと思います。

口腔がん検診の拡充の考えについて伺います。再質問させていただきます。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

口腔がん検診につきましては、令和4年度から開始し、毎年拡充を図ってまいりました。拡充の経緯につきましては、令和4年度は検診1回当たり30人を定員とし、年に2回、合計60人を定員として実施しております。令和5年度は、1回当たりの定員

を35人に増やし、回数も年3回とし、105人を定員とし、本年度は1回当たり35人、年4回に増やして140人を定員としております。

本市の口腔がん検診は集団検診で実施しており、口腔粘膜観察用光学機器を2台使用し、歯科診療所の診療時間外となる午後1時から午後4時までを検診時間としております。また、口腔がん検診を行える医師につきましても、まだ人数が限られている状況です。

他自治体の口腔がん検診と比較すると、検診の機会は充実していると考えておりますが、引き続き拡充や実施方法などについて、市、歯科医師会と協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○9番（佐藤早苗）

御答弁ありがとうございます。口腔がんも初期段階ではほとんど自覚症状がなく、進行してから発見されることが多いため、より多くの方が検診を受けられますよう、よろしく願いいたします。

結びになりますが、国立がん研修センターが「がんサバイバー5年生存率」を初めて集計し、今年2月13日に発表しました。それによると、治療できる可能性が高いステージ1・2でがんと診断された場合、多くのがん種でサバイバー5年生存率がほぼ高いまま横ばいでした。これは早期発見・早期治療がいかに大切かを物語っていると思います。これからもがん検診の受診率向上に向けて、さらなる取組をどうぞよろしく願いいたします。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（小島倫明）

次に、伊藤皇士郎議員。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしてあります項目2点について質問をさせていただきます。

質問項目1、小中学校の探究的な学びについてであります。

昨年的一般質問や先日の代表質問の中で、本市は2025年度から小中学校での探究的な学びを充実させるため、主要教科の授業時数を削減し、総合的な学習の時間に上乘せし、こまき「夢☆チャレンジ」科として実施されていくことを確認しております。

国の教育方針として、自ら考えて時代を切り開く力をつけるということも記載されており、探究の授業については全国的にも取り組まれております。大胆な例としては、東京都渋谷区の全区立小中学校では、来年度から、月曜日から金曜日まで午後の授業

を探究学習の「シブヤ未来科」に充てるそうです。

私個人としても必要性を感じており、自ら筋道を通す、いわゆるロジカルシンキングの力を伸ばすことにもつながるのではないかと期待をしております。

そこでお尋ねいたします。

(1) 授業の進め方について、授業の具体的な進め方についてお伺いします。

また、期待がある一方で懸念点もございます。それは、教員の働き方改革への影響です。現在、教員の業務負担軽減のため部活動の地域移行など様々な取組が行われています。

そこで質問いたします。

(2) 教員の負担について。

行員の働き方改革が進められている中であるが、新しい取組が始まることでの負担について、どのように考えているのかお伺いいたします。

以上2点、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小島倫明）

質問事項1について答弁を求めます。

○教育長（中川宣芳）

質問項目1、小中学校の「探究的な学び」についての(1)具体的な授業の進め方についてのお尋ねでございます。

来年度から探究的な学習を行うこまき「夢☆チャレンジ」科では、子どもたち一人一人が自分の興味・関心や学習・生活経験を踏まえて、自分が調べてみたいことや日頃から抱いていた疑問等を基に課題を設定してまいります。

そして、様々な方法で「情報を収集」し、「整理・分析」し、「まとめ・表現」をしながら、自分自身が設定した課題を探究していきます。そして、「振り返り・改善」を通して次の課題へとつなげてまいります。

このような学習過程を繰り返す中で、「課題解決力」、「創造力」、「調整力」といった未来を生き抜く力を育成していきます。また、探究的な活動を支え、追求の方法や場を保障する上で、高校や大学、地域・保護者、企業・団体といった探究パートナーとの連携が必要であると考えております。その中で、多様な他者と関わる交流活動や本物に触れたり感じたりする体験活動を子どもたちに提供してまいります。

具体的には、ある小学校では、「こまきこども未来館」や「小牧市中央図書館」を探究パートナーとして、子どもたちが様々なコンテンツを体験したり調べ学習をすることを通して、探究的な活動の課題づくりにつなげていこうと考えております。

また、「こまきこども未来館」と提携している各企業や団体ともつながり、より探

究的な活動を充実させようと準備を進めているところであります。

次に、(2) 教員の負担について、新たな取組が始まることでの負担についてのお尋ねでございます。

こまき「夢☆チャレンジ」科を含めた総合的な学習の時間の拡充に向けては、各学校の探究的な活動が円滑に実施できるように、市教育委員会が取組の骨格を策定したり、モデルカリキュラムの作成や参考となる活動例を紹介したり、先進地の視察等を支援したりして協力して準備を進めてまいりました。

また、高校や大学、様々な団体や企業に働きかけることで、探究パートナーとなっただき、探究パートナーのリストを作成し、各小中学校に積極的に紹介をしております。次年度からも事例や課題等、情報を共有しながら各校の探究的な活動を支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

教育長から各御答弁ありがとうございます。

(1) の答弁では、授業の具体的な進め方についてお答えいただきました。

本市では、これまでも探究の授業自体は行われてきたと認識をしています。令和6年度の小牧市教職員研究集録の中に探究の授業について研究報告がありました。その中には、どのようにしたら探究的な活動につながるのかという大きな課題に向けての教員間での理解が不十分であったことなどが報告されています。取組を行っていくことに対しては、PDCAを回して質を上げていくことが必要であるかと思えます。

そこで再質問をさせていただきます。

これまで探究の授業について、教育部が考える成果と今後の課題についての認識をお伺いたします。

#### ○教育長（中川宣芳）

成果と今後の課題についての認識のお尋ねでございますが、こまき「夢☆チャレンジ」科を含めた総合的な学習の時間を拡充して取り組む探究的な活動を、次年度から本格的に実施してまいります。これまでも総合的な学習の時間や各教科の授業でも、児童生徒が探究的に学ぶ機会や場面を設定してまいりました。

児童生徒が課題に対して様々な方法で調べ、調べたことをまとめ、発表することを通して、児童生徒は課題を追求したり解決したりする力を身につけてきてはいますが、探究の学びの繰り返しの視点から見ますと、系統的・体系的な学びのつながりの点に課題を残すと考えております。

こまき「夢☆チャレンジ」科に代表されるこれからの探究的な学びでは、児童生徒

が自ら設定した課題や日頃から疑問に感じていることなどを調べたり発表したりする中から、さらに新たな課題や疑問に出会い、再びその解決に向けて追及を繰り返すという「学びの連続性」を大切に、学年や小中学校のつながりも意識しながら、より探究的で深い学びとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

学びの連続性、まさにPDCAサイクルを回していくことを、今後さらに大切にされながら推進をされていくとのことでした。ぜひ現場の声を聞きながら、子どもの成長のために事業を推進していただきたいと思います。

また、教員の負担軽減については、モデルカリキュラムの作成や探究パートナーリストの作成などで支援をしていくとのことでした。その中で、小学校ではこども未来館を探究パートナーとして進めているとのことでした。私もこども未来館にはよく視察に行かせていただいております、市内外のつながりも多いため大いに頼れる相手であると思っております。

こうした探究パートナーの開拓については、教員が行うことを極力少なくするために、実務は行政マターで進めるべきではないかと思っております。また、子どもがもっと学びを深めるために現場に訪問をしたいといったケースや、直接話を聞きたいといったケースも出てくるのではないかと思います。そうした調整を教員が行うことは大きな負荷になるのではないかと考えます。そのために探究パートナーの取りまとめ役として、学校とパートナーとの間に入るコーディネーターのような存在が必要ではないかと思っております。

そこで、小牧市には「ワクティブこまき」を運営している市民活動ネットワークがあります。こちらの団体では、ふだんからボランティア団体の取りまとめだけでなく、様々な企画のコーディネートを行っており、実績も大いにありと承知しております。探究の授業についても協力をしてもらってはどうかと思っておりますが、どのように考えるかお伺いいたします。

#### ○教育長（中川宣芳）

現在、教員の負担を軽減するだけでなく、子どもたちの学びを支援していただくためにも、積極的に探究パートナーと協働した活動となるように、各校が準備を進めているところであります。市教育委員会といたしましても、様々な企業や団体等に探究パートナーとなっただけのように働きかけを行っております。

また、探究パートナーになっていただいた団体に、これまで関わりのある企業や団

体を紹介していただくなど、さらに探究的な活動を支援していただける探究パートナーの輪を広げてまいりたいと考えております。

そうした中で、御質問にもありましたように、「ワクティブこまき」から学校の活動内容に応じて関連する企業や団体を御紹介いただけるということであれば、より広く探究パートナーの輪が広がりますので、市教育委員会としても「ワクティブこまき」と連携を取っていきたいと考えておるところであります。

以上です。

## ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

連携に向けて動いていただけるということでありありがとうございます。

重ねて申し上げますが、私としては、このこまき「夢☆チャレンジ」科については大きな期待をしております。なぜなら、これまでの与えられたことを学ぶことが主に置かれて、教育からの脱却という転換点になると思うからです。これからの不確実な時代を生き抜く力を養う機会になることを願います。

一方で、新しいことを始める際には、様々な大きな負担がかかります。特に教員の方への負担は計り知れないため、対策が必要であると考えます。そのために外部の力で使えるものはどんどん使っていく、最大効率・最大効果が得られるよう、全ては次世代のために取組を今後ともよろしくお願いいたします。

以上で質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、健康寿命を延ばすための姿勢の重要性についてであります。

本市は今年で市制70周年となり、年間のテーマを健康と環境に置いているということをお話から伺っております。1月のヘルスラボ・こまきの供用開始を皮切りにして、様々な取組が行われていくのだろうなと思っております。

そんな中、今回の質問で取り上げるのは姿勢についてです。健康であるためには、運動、食事、睡眠が重要であるというのは皆様御存じのとおりだと思います。しかし、その基礎となるのは姿勢です。近年、スマートフォンの利用やデスクワークなど、姿勢が悪くなる要因があふれています。姿勢が悪いと痛みが発症し、体の不調が起こることもあり、生活の質の低下につながることもあります。

ところで皆さんは、筋骨格系疾患を御存じでしょうか。筋肉や骨に問題が起きて痛みや歩行障害など様々な問題を生じる疾患です。骨粗しょう症による骨折や変形性関節症など言えば、なじみがあるかもしれません。これらは高齢になったら突然発症する病気ではなく、何十年もの積み重ねにより発症する、いわゆる生活習慣病なので

す。

では、この積み重ねとは一体何なのかというと、ほかの生活習慣病と同様、食事や睡眠はもちろんなのですが、姿勢や歩き方などのふだんの動作方法というのが大きな要素として占めているそうです。これまで内臓系の生活習慣病、糖尿病とか高血圧とかは様々な対策が取られてきましたが、筋骨格系の生活習慣病にはあまり着目をされてきませんでした。

そこで、本市市民が年齢を重ねても痛みや歩行障害が生じないような取組も必要だと考えますが、ふだんの姿勢や歩き方に気をつけるなどの新たな視点に基づく市民の健康を増進する質の向上について、質問をさせていただきます。

(1) 姿勢の重要性の認識について。

歩き方などを含めた姿勢の重要性の認識についてお伺いします。

(2) 正しい姿勢を意識するための取組について。

将来にわたって筋骨格系障害を防ぐための正しい姿勢を意識するための取組についてお伺いいたします。

以上、質問項目2、1回目の質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（小島倫明）**

質問項目2について答弁を求めます。

**○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）**

質問項目2、健康寿命を延ばすための姿勢の重要性について、(1) 姿勢の重要性の認識について、歩き方などを含めた姿勢の重要性の認識のお尋ねであります。

日常生活において、姿勢を意識することは健康を保つための基本であると認識しております。正しい姿勢は、筋肉や関節への負担軽減、血液の循環がよくなる、内臓への負担が軽減される、睡眠の質の向上、肌の健康維持、そして健康寿命の延伸などのメリットがあり、悪い姿勢や肩こりや腰痛の原因となる、呼吸が浅くなる、内臓機能の働きが低下する、精神的な負担を増やすなど、身体や生活に様々な支障を来すことがあると言われております。

また、悪い姿勢のくせは、知らず知らずのうちに身につけてしまいます。このため正しい姿勢を意識することの重要性や日常生活に与える影響などについて、機会を捉えてお伝えしていくことが必要であると考えております。

続きまして、(2) 正しい姿勢を意識するための取組について、将来にわたって筋骨格系障害を防ぐための正しい姿勢を意識するための取組についてであります。健康講座などでは、体を動かすための基本として姿勢を取り上げるなどしております。

一例を申し上げますと、成人期・高齢期の方を対象とした事業として、女性の健康講座や転ばぬ先の転倒予防教室などの出前講座、まちかど運動教室、フレイル改善個別相談、保健連絡員主催のウォーキング大会などがありますが、それぞれの取組の中で正しい姿勢がもたらす健康効果、正しい姿勢のポイント、正しい姿勢のチェック方法などを伝えるなどしており、体を支える筋力アップや柔軟体操なども含めた取組をしております。

また、乳幼児期のお子さんを育てる保護者の方に対して、遊びが姿勢をつくる一つの要素であることをお伝えし、親子で体を動かすことを勧めております。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

各御答弁ありがとうございます。

市としても、姿勢の重要性について御認識いただいていると理解いたしました。

冒頭申し上げたとおり、筋骨格系疾患は長年にわたり発症する生活習慣病であると言えます。また、子どものうちからスマートフォン利用率が非常に高いことで、いわゆるストレートネック者数が増えているとのこと。ストレートネックになると、頭痛が起きたり視力の低下が懸念されます。若年世代のうちに姿勢の重要性について指導することで、長期目線での健康の維持ができるのではないかと考えます。

学校において、児童生徒に対する姿勢教育の実施や姿勢の重要性を伝えるリーフレットの発行を行う考えはないかお伺いいたします。

#### ○教育長（中川宣芳）

学校において、子どもたちにより姿勢で話を聞いたり、授業を受けたりする指導は、学校生活の中で日常的に行っておるところであります。また、養護教諭が作成する保健だよりの発行や各種健診時における指導、学校保健委員会で「姿勢」をテーマに取り上げて実施する学校も実際にはあります。

今後も、子どもたちがより姿勢で健康に過ごすことができるよう指導を継続してまいります。

以上です。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁いただきました。

保健だよりの発行などを行っているとのことでした。ただ、そこにどれだけ姿勢に対する情報が濃密に掲載されているのかは気になるところであります。

なぜリーフレットの配布が有効かという点、子どもの姿勢指導のためには、学校現場はもちろん、家庭での指導が重要であると思うからです。保護者にも姿勢の大切さ

について共通認識を持っていただくために、情報提供が必要であると思います。ぜひ御検討をお願いいたします。

また、私の見解になりますが、本当の意味でよい姿勢について理解をされている先生は多くはないのではないかと思います。習慣というのはすぐに変えられるものではないため、やはり先生の適切な知識を伴った指導が必要ではないかと思います。そのために、先生を対象にした専門家の指導を受けられる場をつくっていただくことを提案いたします。

次に、答弁の中で保健連絡員主催のウォーキング大会の際にも、姿勢についての取組がされているということでした。ふだんから市民と接する機会の多い地域の保健連絡員さんが、知識を蓄えた上で関わる方にお伝えいただくことが重要であると思います。保健連絡員の方にはどのような研修を行っているのかお伺いいたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

保健連絡員に対しましては、保健連絡員養成講座を実施しておりまして、この中の一つの講座としてウォーキング講座を行っております。その中では、まず正しい姿勢、例を申し上げますと、両肩が平行になっているか、反り腰になっていないか、背筋が伸びているかなどについて説明し、正しい姿勢で安全に効果的に歩く指導をしております。こうした講座を受講した保健連絡員が各地域において健康づくりに効果的なウォーキングを広めるため、ウォーキング大会を開催しております。

なお、このウォーキング大会における指導については、小牧市体操連盟に所属する体操指導員の方をお願いしており、ウォーキングをするときの正しい姿勢として、頭が上に引っ張られているイメージで背筋を伸ばすこと、視線は遠くを見ることなどや、足の運び方、腕の振り方などの講話や実習を行っております。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁いただきありがとうございます。

保健連絡員さんもたくさんの指導を受けられているということで、ウォーキング講座も受けられているということでした。そこで、ふだんの姿勢といったところも重点に置いたような指導もあるといいかなと思いました。

私自身もそうですが、正しい姿勢とはどのようなものなのかを理解している人は、恐らく少数派ではないかと思います。やはり適切な知識を持ったプロに指導をいただく機会が必要ではないかなと思います。

先日、理学療法士会の方々から話を聞いたところ、姿勢に関する指導を取組として行っているとのことでした。小牧市として理学療法士などと姿勢に特化した取組を行

う考えはないかお伺いたします。

○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

姿勢に特化したという意味では、現時点では具体的なものはございませんが、本市には、議員の御質問にありましたとおり、小牧市独自の介護予防体操「こまき山体操」を構築いただいた小牧市リハビリテーション連絡会がありまして、こまき山体操の体操教室やフレイル改善個別相談、フレイルチェック測定会において、体の使い方の専門家である理学療法士に指導をお願いしておりますので、姿勢に関する取組について御相談等をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁いただきました。前向きな御答弁ありがとうございます。

理学療法士をはじめスポーツトレーナーや整体師など様々なプロがいるため、各連携をしながら姿勢についての重要性を学ぶ機会を増やしていただければと思います。

最後になりますが、聞いた話によると、山下市長もバランスボールを愛用されており、健康への意識は非常に高いのであろうとかと推察します。リーダーが率先して姿を見せることは、周囲の意識向上につながると思うため、ぜひ継続していただきたいなと思います。

我々は日常から正しい知識を持った上で生活をしていくことが本当に大切だと思います。この知識を学べる場を行政として数多く創出していただくことをお願いして、私の全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時20分といたします。

（午後2時56分 休 憩）

（午後3時20分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

小沢国大議員。

○21番（小沢国大）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります質問項目3点について

て質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問項目 1、小中学校の通学区域について。

学校再編の議論が進む中、時代の変化とともに開発等で新たに児童生徒が増えた地域や、当時は児童生徒がいましたが、大きく減少した地域もあります。

先日、子育て世代との意見交換会を実施した中で、学校が自宅から見える位置にあっても、遠方の他の小中学校に通っているケースも聞くところでもあります。近年では、こうした方々の中には自治会等に所属してないこともあり、ふだん地域の関わりが希薄化しており、こうした声がしっかりと届いているのか疑問に思い、小中学校の通学区域について、以下の点についてお尋ねいたします。

(1) 通学区域について。

アとして、現在の通学区域となっている経緯についてお伺いいたします。

イとして、どういったときに見直しを行っているのかお伺いいたします。

(2) 学校の指定変更について。

指定変更が可能な要件についてお伺いいたします。

以上で質問項目 1、1 回目の質問を終わります。

#### ○議長（小島倫明）

質問項目 1 について答弁を求めます。

#### ○教育部長（伊藤京子）

それでは、質問項目 1、小中学校の通学区域について、(1) 通学区域について、ア、現在の通学区域となっている経緯についてであります。

通学区域につきましては、主には過去の宅地造成などにより児童生徒数の急増していた時代において、小中学校が新設されるたびに再編が行われてきた経緯がありますが、その区域設定に当たりましては、学校の適正規模とともに道路や河川などの地理的状況や行政区などの歴史的経緯など、地域の実態を踏まえて設定がされてきたものと認識しております。

次に、イ、どういったときに見直しを行っているかについてであります。

通学区域の見直しにつきましては、主に自治体からの要望があった場合に、小牧市通学区域審議会条例に基づき、教育委員会が小牧市通学区域審議会に諮問を行い、審議会での調査及び審議の結果、合理的な理由があると判断された場合は、通学区域の変更が行われることとなります。

続きまして、(2) 学校の指定変更について、指定変更が可能な要件についてであります。

事情により通学区域の学校へ通うのが難しい児童生徒については、所定の要件を満たし、保護者からの申請を教育委員会が認めた場合、通学校を変更することができます。その要件につきましては、市公式ホームページで、児童生徒や保護者の皆様への周知に努めているところであります。

具体的にその一部を述べますと、心身に障がいがあり、近距離への学校へ就学するとき、小学校6年生または中学校3年生で学年途中に住所を変更し、引き続き従前の学校へ就学するとき、また自宅から就学を指定された学校が小学校2キロメートル以上、中学校3キロメートル以上といった遠距離にあり、かつ隣接の学校が500メートル以内といった極端に近い場合で、保護者からの申立てがあったときなどであります。そのほか通学区域の形状や安全上の事情により、保護者から申立てがあり、自治会の了承を得て通学区域審議会が認めたときなどの場合があります。

ただし、就学すべき学校の指定は、特定の学校への集中を避けることなどから、通学距離や学校規模などを考え、あらかじめ設定された通学区域に従って行われますので、全てが希望すれば認められるものではございません。

以上であります。

## ○21番（小沢国大）

ただいま御答弁いただきました。

現在の通学区域とどういったときに見直しがされているか、それぞれお答えをいただきました。

1点、再質問をいたします。

本市では、将来、学校再編に向けて通学区域も再度設定する必要があると思いますが、どのようなプロセスで行っていくのかお尋ねいたします。

## ○教育部長（伊藤京子）

学校再編につきましては、まずは保護者や教員、地域の方々の御意見をお聞きしながら学校再編計画をまとめていく必要があると考えております。その上で通学区域につきましては、徒歩での通学が著しく遠距離となる地域につきましては、自転車による通学やスクールバスなどの対策を勘案した案を作成いたします。そして、教育委員会から小牧市通学区域審議会へ諮問し、審議、答申を経て決定をしております。

なお、現在の通学区域において問題とされている区域があるとするならば、学校再編を契機として、可能な限り問題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

## ○21番（小沢国大）

御答弁いただきました。

こうした問題は、小中学校の通学区域の境目や諸事情で過去対応した名残が残っている場所が考えられますので、今後検討していく中でも様々な情報収集をしつつ、通学区域を設定していただきますようお願いいたします。

また、学校指定変更についてもお答えをいただきました。こちらも1点、再質問をしたいと思います。

今後、学校再編に伴い指定変更を可能とする考えはあるかお尋ねいたします。

### ○教育部長（伊藤京子）

現在、校区の境にお住まいで学校の指定変更をしている児童生徒がいますが、学校再編に伴い、可能であればそうした問題についても整理をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校再編に伴う校区の変更につきましては、特に子供たちへの影響に十分に配慮をしていく必要があると考えております。そのため、保護者や地域の方々の御意見をお伺いする中で、指定変更を希望する声が上がれば、市教育委員会としても可能な限り対応していきたいと考えております。

以上です。

### ○21番（小沢国大）

お答えをいただきました。

今までは人口増加に伴い学校ができ、通学区域が分断され区域が小さくなるケースがほとんどだったと思いますが、これからは学校再編により通学区域が広がるケースが増えてくるかと思えます。小牧市では、就学児健康診断の案内とともにこうした案内をしているかと思えますが、申請についても電子申請ができるようにすると、申請時の負担軽減につながるかと思えますので、こういった工夫もよろしく願い申し上げます。

様々申し上げてまいりましたが、学校に通う児童生徒が問題なく通学できるようにしていく中で、保護者の方が納得の上で学校に送り出せるような環境づくりに努めていただくことをお願いいたしまして、質問項目1を終わりたいと思います。

続いて、質問項目2、駅伝及びシティマラソンにおける走路の安全確保について質問をさせていただきます。

シティマラソンにつきましては、先ほど同じ会派の小川議員から質問があったところではございますけども、こちらは走路に関する問題といたしまして質問をさせていただきたいと思えます。

本市では、毎年1月にシティマラソン大会、12月に駅伝大会が開催されています。参加する多くのランナーが安心して走れるよう、多くの方々に御協力いただき、

大会が成立しております。人員不足もあり、私も走路員として数年参加させていただきましたが、毎年のように現場で口論になる場面を見かけます。走路の確保には、市の職員をはじめ警察や警備員、走路員と呼ばれるボランティアに加え、近隣市町の方の理解も不可欠ではありますが、こうした口論になる場面を少しでも減らせるよう、現状についてお尋ねをいたします。

(1) 走路について。

現在のコースは休日も稼働している工場地帯である箇所や、交通量が多い場所もあり、完全通行止めとならないタイミングもありますが、コース設定についてお伺いします。

(2) 走路を確保する人員について。

アとして、配置されている人員についてお伺いいたします。

イとして、各組織にどのような協力をしていただいているのかお伺いいたします。

ウとして、各大会に向けて事前打合わせをどのように行っているのかお伺いいたします。

(3) 大会中のトラブルについて。

走路の安全性を確保することが最優先となりますが、トラブルが起きたときの対応についてお伺いいたします。

以上で質問項目2、1回目の質問を終わります。

#### ○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

それでは、質問項目2、駅伝及びシティマラソンにおける走路の安全確保について、(1) 走路について、コース設定のお尋ねであります。

小牧市民駅伝競走大会につきましては今年度で第43回、小牧シティマラソン大会につきましては第35回を迎え、多くの皆様の御協力に支えられながら、本市の伝統あるスポーツイベントとなっております。

コースにつきましては、平成13年度にパークアリーナ小牧がオープンしたことに伴い、いずれも南スポーツセンターからより多くの方を収容できるパークアリーナ小牧を発着点とするコースに変更し、軽微な違いはありますが、おおむね現在のコースで開催をさせていただいております。

なお、駅伝競走大会は21.8キロメートル、シティマラソン大会は最長10キロメートルと長距離にわたることから、コース設定につきましては、警察、小牧市陸上競技協会、委託先である小牧市スポーツ協会などと慎重に協議を重ねて設定をさせていただ

いております。

また、大会の実施に当たりましては、道路状況や前年度の反省点を踏まえ、その都度警察とも協議をした上で道路規制及び警備等の体制を決定しております。御迷惑をおかけする周辺住民の皆様には、事前に交通規制予告や迂回看板の設置、交通規制図の回覧、広報こまき、市及びスポーツ協会公式ラインやホームページ及び飛行機からのアナウンスなどで周知をさせていただいております。

また、沿道の事業者の皆様、一般社団法人愛知県トラック協会尾東支部、名鉄バス株式会社春日井営業所及びあおい交通株式会社、並びに消防本部などの関係機関に対しては、スポーツ協会の職員が個別に訪問をして依頼をさせていただいております。

### ○健康生きがい支え合い推進部次長（小川真治）

続きまして、（２）走路を確保する人員について、ア、配置されている人員についてであります。

今年度の大会の実績で申し上げますと、駅伝競走大会につきましては、走路員が283人、警備会社の警備員が115人で計398人、シティマラソン大会につきましては、走路員が242人、警備員が93人で計335人であり、その他として警察官も要所に配置させていただいております。

次に、各組織にどのような協力をしていただいているかについてであります。

いずれの大会におきましても、競技団体、小学校区スポーツ振興会などの地域スポーツ団体、レクスポ推進協議会といったスポーツ協会に加盟する団体並びにスポーツ推進委員や柔道整復師の方々に走路員、救護員、会場での受付や整理、駐車場整理、中継所運営などの業務について御協力いただいております。

今年度における各組織ごとの協力人数について申し上げますと、駅伝競走大会につきましては、スポーツ協会加盟の23競技団体が129人、地域スポーツ団体が257人、レクスポ推進協議会が5人、スポーツ推進委員が37人、柔道整復師が8人で計436人。シティマラソン大会につきましては、スポーツ協会加盟の22競技団体が117人、地域スポーツ団体が227人、レクスポ推進協議会が5人、スポーツ推進委員が38人、柔道整復師が8人で計395人と、多くのスポーツ関係者の皆様に御協力をいただいております。

### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

続きまして、ウ、各大会に向けての事前打合せをどのように行っているのかについてですが、まず、警察につきましては、大会の開催要項作成時から打合せを始め、交通規制及び警備体制等について5回以上にわたり打合せを行っております。それを踏まえまして、各種計画を作成し、警備会社に説明を行うとともに、御協力いた

だくスポーツ関係者の皆様に対して事前説明会を開催しております。

なお、各大会とも終了後に改善すべき点などについての報告書を提出していただいておりますので、改善できることについては改善に努めております。

続きまして、(3)大会中のトラブルについて、走路の安全性を確保することが最優先と考えるが、トラブルが起きたときの対応についてであります。いずれの大会も安全確保を最重要事項として位置づけ、万が一にも事故が起こることがないように対策を施しているところであります。

大会中に何らかのトラブル等が生じた際には、迅速かつ適切に対応できるよう、大会本部、救護所、警察、消防本部、救護委託事業者、走路員及び警備員がトラブル等の発生場所も確認できる通報対応マニュアルを共有しております。

なお、けが等につきましては、看護師が二輪車もしくは四輪車で現地に急行できる仕様で民間救護事業者に委託しており、また駅伝競走大会では7つの中継所に、シティマラソン大会では3か所に救護所を設け、AED及び柔道整復師を配置するなどの対策も施しているところであります。

繰返しとなりますが、安全性の確保は最重要事項であり、今後も事故が起こることがないように、また不測の事態にも迅速かつ適切な対応ができるよう、万全を期してまいります。

以上であります。

#### ○21番（小沢国大）

それぞれ御答弁をいただきました。

それでは、こちらも随時再質をしてまいりたいと思います。

(1)走路についてお答えをいただきました。平成13年度にパークアリーナ小牧がオープンして以来、おおむね現在のコースで開催しているということが確認できました。直近コロナ禍で開催ができなかったこともありましたが、毎年のように開催しているにもかかわらず、なぜ現場で口論になるかは別の点にあるのではないかと思います。

そこで、(2)走路を確保する人員について再質問をしたいと思います。

先ほど答弁の中で、警察と協議をしているとのことでしたが、誰と誰がどういった打合せを行っているかお尋ねいたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部次長（小川真治）

警察との協議につきましては、委託先であるスポーツ協会の職員がコース、道路規制、看板予告、走路員等の配置、ランナー走行時における各種対応方法などについて警察に説明等をさせていただき、数回にわたる協議を経て、警察からの指摘等を踏ま

えながら大会の実施計画を策定しております。

以上であります。

#### ○21番（小沢国大）

お答えいただきました。

それでは続きまして、走路員への説明をどのように行っているのかお伺いをしたいと思います。

#### ○健康生きがい支え合い推進部次長（小川真治）

走路員への説明についてであります。走路員として御協力をいただきますスポーツ関係者の皆様への説明は、昨年12月8日に開催いたしました駅伝競走大会は11月18日に、本年1月26日に開催いたしましたシティマラソン大会は1月7日に、各団体の主任者を対象とした主任者会議を開催しております。

この主任者会議におきましては、主任者用の資料及び各走路員に対する資料をお渡しさせていただき、担当場所ごとの職務内容や注意点などを御説明するとともに、各走路員への資料の配布及び説明をお願いしております。

また、警備会社につきましては、警備会社の担当者に対して担当場所ごとの職務、注意点などについて説明を行っております。

#### ○21番（小沢国大）

御答弁いただきました。

私の所属する団体は、私が参加した約3年前というところなので以前は分かりませんが、資料が配られて、資料に基づき順次対応してくださいということで、説明も省略されていることもそうですが、毎年終わった後、様々な問題があったことを個別にお聞きするところですが、しっかりと反映されているか疑問に思うところがございます。そこで、走路員から改善すべき点などの報告をどのように受けているのかお尋ねいたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部次長（小川真治）

走路員からの改善すべき点などの報告をどのように受けているかについてですが、さきにお答えさせていただきました主任者会議において、各団体の主任者の方に対して、大会終了後に各走路員の皆様からの御意見などを取りまとめた上で、書面もしくはメール等でスポーツ協会宛てに報告書を御提出いただくようお願いしております。

なお、御提出いただきました御意見などにつきましては、改善できる点は改善し、翌年の大会時の主任者会議で御報告をしております。これまでに走路員の増員や配置時間帯の見直し、看板の追加設置などの改善をしているところであります。

以上であります。

## ○21番（小沢国大）

私が記憶する限り、私の団体では意見集約することではなく、走路員のジャンパーと安全旗を返納して解散なので、もしかしてコロナ禍で簡略化されて、それが残っているのかなというようには思うところでもあるんですけども、毎年口論が起きている場所は、自分が所属している団体でも同じような場所で起こっています。

例えば、実際資料に書いてあるカラーコーンや看板の設置や撤去のタイミングがそれぞれ異なっていたり、看板がなかったときもありました。現場からは、書いてあることと違うと困っていた走路員の方もおみえになりましたし、実際私も、例えばカラーコーンの撤去のタイミングの認識が警備員と市の職員と走路員がそれぞれ違っていて、看板の置き方が分からないですとか、撤去するタイミングが早いと指示を受けたこともあります。

ランナーが通過してくる時間帯には、ランナーが安全に走れるように最善を尽くして、何事もなかったかのようにはなっているんですが、私は警備員との連携もそうですが、事前説明や大会終了後のこの改善策の検討が不十分ではないかと感じております。この点について、市としてどのような認識をされているかお尋ねいたします。

## ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

走路員として実際に御協力いただいております議員から、いろいろと御意見をいただいたところであります。

議員からの御指摘のとおり、ボランティアに御協力いただいている方や警備に対する事前説明、あるいは意見等の聞き取りについて十分に実施できていない面もあると思います。

また、御協力いただきましたボランティアの方からは、大会終了後の報告書において厳しい意見をいただくこともありますが、これは道路規制がかかる周辺住民の負担を少しでも軽減し、大会の参加者にこの大会に参加してよかったと思っていただきたいとの思いの表れでもあると考えております。

コース上などで走路員として御協力をいただいている皆様は、ランナー、観戦者、そして通行者の安全や円滑な大会運営を担っていただく要となる存在であると考えておりますので、今回、議員からの御指摘等も踏まえまして、走路員の方などへ丁寧かつ十分な説明となるようスポーツ協会とも協議し、ボランティアとして御協力いただく皆様とともによりよい大会にしていきたいと考えております。

以上であります。

## ○21番（小沢国大）

御答弁いただきました。

全てを集約するのが難しいようであれば、配布資料に報告表のQRコードアンケートをつけて意見集約を行うことや、使い慣れない方用に改善点を記載するものを添付して工夫をするというのはいかがでしょうか。まずは現状把握に努めていただきまして、対応していただきたいというように思います。

最後に（3）大会中のトラブルについての対応をお答えいただきました。こちらについて再質問はありませんが、昨年10月、大分県の国東市で行われた高校駅伝の県予選で、男子選手がコース上に過って侵入してきた車に引かれ、けがをしたという事故も記憶に新しいところです。

本市では、最近通行止めとなっている時間帯であっても、車が向かう方向によっては進入を許しているケースがあります。この時間は通行止めになっているので、コーンをこのように設置してくださいという指示があるわけですが、なぜか知らないのですが、例えばコースが北に走ってくるのに対して、車が北に抜けていくのでカラーコーンをどけてくれと言われて、南のほうから車が走ってきて、普通に通っていいと言われたんで通ってきましたなんていう話があるんですけども、本当にランナーが走ってくる直前に、今年はそういったケースが起こっていたので、これはしっかり通行止めにするなら通行止めにしていただいて、走路の安全確保に努めていただきたいなと思います。

先ほどの答弁でも、安全性の確保は最重要事項でありというようにお答えをいただいたと思いますので、ランナーの方にもしものことがないように、引き続きしっかりと対応していただきますようお願い申し上げます。

今後も駅伝やシティマラソンが続いていくと思いますので、参加されるランナーが安全に走ることはもちろんのこと、携わってくださっている方々が快く協力できるような環境づくりをお願い申し上げ、質問項目2を終わりたいと思います。

それでは、最後となります。質問項目3、地域協議会全小学校区設立に向けた取組について。

昨年、14番目の地域協議会となる村中小学校区にも地域協議会が設立され、残る箇所は米野小学校区と小牧南小学校区となりました。地元からも早期設立の機運が高まっているところではありますが、現状についてお尋ねいたします。

（1）残りの小学校区の設立に向けた状況について、設立に向けた取組状況についてお伺いいたします。

以上で質問項目3、1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目3について答弁を求めます。

### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

質問項目の3、地域協議会全小学校区設立に向けた取組について、（1）残りの小学校区の設立に向けた状況について、設立に向けた取組状況についてであります。現在、地域協議会が未設立となっている南部地区の米野小学校区、小牧南小学校区につきましては、それぞれの小学校区において設立に向けた調整などを図っているところであります。

具体的には、関係区の区長を中心とした自治会関係者にお集まりいただき、地域協議会の設立趣旨や設立イメージを市から説明する会合の開催や、他地区の地域協議会の方々から立ち上げの経緯、運営方法、活動事例などを聞くミーティングを開催するほか、外部講師を招いて自治会関係者だけでなく民生委員など幅広い地域住民を対象に、昨今の社会情勢や地域協議会の必要性を知っていただく講演会を開催するなど、設立機運の醸成に努めてきたところです。

また、関係区長に対しましては個別で継続的に相談しており、信頼関係を構築しながら自治会の協力を得られるよう努めているところでもあります。

このような働きかけにより、地域協議会の趣旨や必要性についてはおおむね御理解いただいておりますが、実際に立ち上げを見据えた組織体制や具体的な活動については、負担感や不安感を示される方も一定数おられます。この負担感・不安感については、どの地域にも共通する地域活動・自治会活動の担い手不足という課題から来るもののほかに、南部地区特有の事情によるものもございます。

南部地区には、南部コミュニティセンター「ふらっとみなみ」があり、今日に至るまで地元住民で構成する運営協議会が中心となって、時節ごとのイベント交流事業のほか、高齢者サロン、防犯パトロールなどの地域活動を展開しており、地域になくてはならない貴重な社会資源として既に機能しているところです。

そのような中、この「ふらっとみなみ」における活動は、地域協議会が取り組む活動と重複するところもあり、この点が懸念事項であるとの声もお聞きしているところでもあります。南部地区においては、地域協議会設立への理解は侵透してきているものの、小学校区として組織を立ち上げるまでの合意形成には至っていない状況であります。

以上であります。

### ○21番（小沢国大）

御答弁いただきました。取組状況についてお答えをいただきました。

私の所属するこの小牧南地区の2小学校区は非常に高いポテンシャルを持っていま

して、各種団体の活動も活発である一方で、担い手不足により役職を重複して負担していることもあり、この地域協議会ができることによりさらに負担が増えることを危惧している方も多いことが大きな要因となっていることも答弁で理解できているところでございます。

そこで、1点だけ再質問をさせていただきたいと思えます。

こうした背景があるものの、私の周りでは早く地域協議会を立ち上げてほしいという声が増えています。設立に向けた現在の市の考え方を伺いたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

今後の南部地区の地域協議会設立に向けましては、令和6年4月に設立された村中小学校区地域協議会が参考になるのではないかと考えております。村中小学校区を含む西部地区には、もう一つのコミュニティセンターである西部コミュニティセンター「ゆう友せいぶ」があり、「ふらっとみなみ」と同様、様々な活動を展開することで地域における貴重な社会資源となっております。

そのような中、地域協議会の設立に向けた地元区長をはじめとする関係者との話し合いでは、ゆう友せいぶでの活動を念頭に置きつつ、小学校区での効果が期待できる活動について議論を深め、その結果、まずは避難所運営を中心とした防災訓練を軸に活動していく方向性を定め、この方向性に基つき地域での合意形成を進めたことで、設立に至ったものであります。地域協議会は、住民自らが地域課題に対して活動するための組織であることから、その活動内容はそれぞれの地域の状況に応じて異なるものとなります。

南部地区の地域協議会設立に向けましては、村中小学校区地域協議会の在り方も一つの事例として参考にしながら、ふらっとみなみをはじめとする南部地区特有の地域の社会資源と連携し、互いに補完し合うことができる地域協議会の在り方について、関係者の皆様と丁寧に意見交換や意思疎通を図りながら、設立に向けた合意形成を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○21番（小沢国大）

御答弁をいただきました。

南部地区における地域協議会の設立に向けて、市の姿勢が確認できました。

私もまだ1期目の頃、南地区の区長会にて地域協議会の説明があったときに、ふらっとみなみ運営協議会に似た会議体をつくる必要はないという声が上がっていたのも記憶しております。それでも毎年のようにアプローチを行ってきたプロセスがあり、市と南部地区の関係者と築いてきた関係もあるかと思えます。

積み重ねてきたことに対しましても、私も協力できることは最大限協力していきたいと思っておりますので、引き続き設立に向けた歩みを進めていただきますようお願い申し上げます。私の全ての質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

**○議長（小島倫明）**

次に、黒木明議員。

**○4番（黒木 明）**

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります質問事項3件について質問させていただきます。

質問事項1、外国人労働者について。

小牧市の外国人は、令和7年2月1日の情報で1万1,195人と増え続けています。外国人集住都市会議こまき2023でも、今後、小牧市の外国人は増え続ける予測が出ていました。

一方、外国人が増えたことによる問題も出ています。母国を離れ、言葉、文化、風習が違う日本での生活に慣れず職場から失踪してしまい、不法残留、不法就労に至るケースもあり問題になっています。

そこで、外国人労働者について質問いたします。

（1）労働者に関する相談について。

ア、令和6年度における市に寄せられた相談件数について問う。

イ、相談内容について問う。

（2）技能実習生について。

ア、技能実習生が失踪した場合の受入れ企業との連絡連携について問う。

以上、答弁よろしくお願ひします。

**○議長（小島倫明）**

質問項目1について答弁を求めます。

**○市民生活部次長（落合健一）**

質問項目1、外国人労働者について、（1）労働に関する相談についてのアで、令和6年度において市に寄せられた相談件数についてであります。

労働に関する相談は、相談者の国籍によらず、基本的には会社の所在地の労働局または労働基準監督署が窓口になりますが、外国人労働者の中には相談先が分からず、市の外国人相談窓口を尋ねられる場合があります。これを市の相談窓口で受けた労働に関する相談とした場合、令和6年4月から令和7年1月末までの実績で申し上げますと、その件数は104件であります。

次にイで、その相談内容についてであります。

市の相談窓口で受ける外国人労働者の相談内容は、就職先が見つからないといった就労に関する相談や、給料の未払い、労働者災害補償保険の申請、妊娠による雇用契約の更新拒否などといった労働トラブルに関する相談となっています。そうした相談を受けた場合は、相談内容に応じてハローワークや労働基準監督署、場合によっては市の無料法律相談など、適切な相談窓口を案内しております。

次に、(2) 技能実習生について、技能実習生が失踪した場合の企業との連絡連携についてであります。

技能実習生が失踪した場合、受入れ企業は実習生受入れ機関である監理団体に報告し、企業と監理団体の双方で、同僚の実習生などから失踪に関する聞き取りを行うなど、行方を捜索することになります。

また、監理団体は、失踪時の状況などを記載した技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構に提出し、報告することになっております。さらに失踪した技能実習生が事件に巻き込まれている可能性もあるため、警察へ捜索願を提出するという仕組みになっております。このため、現行制度上、企業から市に対して連絡を入れたり、企業と市が連携して何らかの対応をすることはございません。

以上であります。

#### ○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

(1) アについて、市の相談窓口での相談件数が104件とのことですが、感覚的には、これは多く感じますが、言葉の壁等でそれでも相談先が分からずに潜在的に困っている外国人の方も多いのではないかと感じております。

イについて、法的問題に関係してくることもあり、このままでは問題が増え続けることが予想されます。私はこれまで数十人の外国人の方たちと一緒に働いたり、実習生の管理指導の経験がございますが、日本語が話せる外国人の人とは意思疎通もできますが、実習生の中には日本語が全く通じず、意思疎通もできない人もいて、言葉の壁を大きく感じることもありました。

「こまき宣言」の中には、「世界的な人材獲得競争の激化、外国人労働者の日本離れが懸念されており」とありますが、母国の日本語学校で学んだ経験のある人材は日本に興味があり、日本語ができ、学んでおり、基本日本に来てから税金を使い日本語を学習する必要は少ないと思います。

小牧市は外国人材を多く受け入れるという方向性のようですが、どうしても外国人材が必要ならば、安価な労働力として誰でも受け入れるのではなく、小牧市が得意とする「他の自治体に先駆けて」、例えば各国の自国の日本語学校でこれまで学んでき

た人材を小牧市に誘致することで、外国人日本語教育の財政負担を減らし、失踪者を未然に防ぐことにより小牧市の治安の悪化を防ぎ、市民の安心安全につながるのではないかと考えております。

(2) についてですが、現行制度上、企業から市に対して連絡を入れたり、企業と市が連携して何らかの対応をすることはないとのことですが、こまき宣言の中には、「これまで以上に国や県、企業、教育機関、地域と連携し」とあります。実習生失踪が問題になっている現状、市としてもこれまで以上に受入れ企業、管理団体との連携が必要と感じています。

例えばですが、実習生が住民登録する際に、もし万が一、実習生が失踪した場合、市にも連絡いただくように、受入れ企業、監理団体に協力を依頼する対応も可能ではないかと考えております。

最後に、外国人労働者受入れ移民政策を先行した欧州諸国では、犯罪の増加、治安の悪化、財政負担の増加により、お金を払ってまでも母国に帰ってもらう政策を出している国も出てきました。今までと同じ体制での外国人労働者の受入れは、外国人にとっても、日本人にとっても、よくない影響が多くなる懸念があります。受入れ企業と市のこれまで以上関係していただくことをお願いして、質問事項1を終わります。

質問事項2、埋葬について。

日本では火葬が主流ですが、宗教上、火葬は禁忌で、焼かずにそのまま埋める土葬、いわゆる埋葬の宗教もあります。宗教上埋葬を主とする外国人増加で、特定の地域では埋葬問題が起きてニュースにもなっています。

そこで、小牧市の状況について質問いたします。

(1) 埋葬の状況について。

ア、埋葬許可条件を問う。

イ、令和5年度、令和6年度の埋葬許可件数を問う。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目2、埋葬についての(1)埋葬の状況についてのア、埋葬の許可条件でございます。

墓地、埋葬等に関する法律において、埋葬とは死体を土中に葬ることを指し、その許可につきましては、埋葬を行おうとする方の申請に基づいて死亡届を受け付けた市町村が行うこととなっております。埋葬を許可する条件としましては、原則、埋葬を

することについて管理者の承諾が得られている墓地であること、死亡してから24時間以上経過していることでございます。

例外につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律におきまして、「1類感染症、2類感染症、3類感染症、または新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。」とされており、この場合は十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けることとなります。

次に、イの令和5年度、令和6年度の埋葬許可件数でございます。

令和5年度と令和6年度は、令和7年2月末までの実績になりますが、この間に埋葬を希望される申請はなく、許可した実績もございません。

なお、ここ数年につきましても、これは担当職員の記憶にはなりますが、5年ほど前に他県での埋葬の申請があり、その許可をした事例が1件ある程度でございます。

以上となります。

#### ○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

アでは、埋葬には監理者の承諾と県知事の許可制であることが確認できました。イでは、小牧市内では実質埋葬されていないことが確認できました。

以前、メガソーラーについて質問しましたが、メガソーラーについては地元住民の反対から、太陽光発電設備に関する条例をつくる自治体も多くあります。もし今後、小牧市内で埋葬の話が出た場合、埋葬に関しても地元住民の反発が予測されます。これまた例えばですけれども、小牧市の得意とする他の自治体に先駆けて埋葬の規約に関する条例のようなものが必要になってくるのではないかと感じております。

外国人が増え、多文化共生といっても、ここは高温多湿の日本で、埋葬は水質汚染、土壌汚染の心配の声もあり、何より市民・住民感情を優先した姿勢を望み、質問事項2を終わります。

質問項目3、学校給食について。

学校給食の中でも牛乳、牛乳残渣に関しては、過去に議会で何度も質問に上がっております。市民、特に学童生徒を持つ保護者の関心度も高い案件でもあります。

(1) 牛乳について。

ア、小・中学校別の令和5年度の残渣量を問う。

イ、小・中学校別のアレルギー等による牛乳代替え対応の令和6年度の児童数を問う。

以上、答弁よろしく申し上げます。

**○議長（小島倫明）**

質問項目3について答弁を求めます。

**○教育部次長（矢本博士）**

それでは質問項目3、学校給食について、（1）牛乳について、アとして、小中学校別の令和5年度の残渣量についてであります。

令和5年度の牛乳の残渣量といたしましては、小学校は16校の合計で3万7,497リットルであり、牛乳瓶約18万2,000本分であります。中学校は、9校の合計で7,888リットルであり、牛乳瓶約3万8,000本分であります。

続きまして、イとして、小中学校別のアレルギー等による牛乳代替対応令和6年度の児童生徒数についてであります。

令和6年度におきまして、アレルギーなどの理由から牛乳の代替として豆乳を提供している児童生徒数は、小学生26人、中学生11人であります。

以上であります。

**○4番（黒木 明）**

答弁ありがとうございました。

残った牛乳、合計すると約22万本。現在、牛乳1本の値段が66.6円で、これ計算しますと1,465万2,000円となり、さらにこれを残渣費用を払って処分している状況になり、改善の余地があるのではないかと感じており、早急に対策する必要があると感じております。

東京都多摩市では、アレルギー診断書が出ないまでも、おなかが緩くなったりで牛乳を飲めない児童生徒に対し、飲用牛乳停止届を提出することで提供を停止できるようになりました。全国の議会でも、この牛乳選択制度についての議論が出始めております。

そこで再質問させていただきます。

アンケートなどにより、牛乳の選択制度を実施している自治体もありますが、小牧市で選択制を実施する考えがあるかどうか問います。お願いします。

**○教育部長（伊藤京子）**

牛乳残渣につきましては、教育委員会としても大きな課題であると捉えており、その対策について検討しているところであります。

学校給食法には、学校給食において適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るよう努めなければならないと規定されております。そのため、学校給食実施基準を踏まえ、必要な栄養素をバランスよく摂取できるよう給食を提供しているところであり

ます。

特に児童生徒の成長に必要とされているカルシムにつきましては、不足しがちであるため、完全給食、捕食給食、ミルク給食のいずれの場合でもミルクを提供することとされ、効果的に摂取できる牛乳を提供しているものであります。

牛乳は、成長期の児童生徒の健康の保持・増進に非常に大きな役割を果たしていることから、牛乳の選択制を導入することは考えておりませんが、引き続き牛乳残渣を減らせるよう、食育のみならずココア味などの牛乳を飲みやすくする粉末や発酵乳を活用するなど、献立の工夫にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

粉末牛乳や発酵乳、対策をしていただいでこれからしていただくとおもいますが、22万本残されているのは現実でございます。例えばですが、市内一斉に選択制の導入が難しいようであれば、各学校で児童生徒と保護者向けに牛乳の選択制度のアンケートを取ってみて、負担の少ない学校で試験的に実施してみて、問題点を洗い出していき、この牛乳の残っている飲み残しの問題解決に一步進めてみるのはいかがでしょうか。

卒業式の季節ですが、今年の「卒業生旅立ちの言葉」で、卒業生の一人が、「頑張って牛乳を残さず飲みました」と涙ながらに訴えに近い言葉が今でも記憶に残っています。これは臆測ですが、卒業式の最後の言葉でのせりふですので、単に個人の意見ではなく、牛乳が苦手な卒業生の意見を代表しての言葉であったのではないかと感じました。

給食の牛乳に関しては、過去の議会でも複数回取り上げられており、大量の牛乳残量と残渣費用も発生しておりますので、対策をお願いしたいと思っております。

以上で全ての質問を終わります。

#### ○議長（小島倫明）

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月11日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。これをもって、本日の会議は散会いたします。

（午後4時16分 散 会）

令和7年小牧市議会第1回定例会議事日程（第4日）

令和7年3月10日午前10時 開議

第1 一般質問

1 個人通告質問